

第4次 せたな町障がい者計画（基本計画）

【令和3年～令和8年】

第6期 せたな町障がい福祉計画

第2期 せたな町障がい児福祉計画

せたな町成年後見制度利用促進基本計画

【令和3年～令和5年】



令和3年3月

北海道せたな町

※ 本計画では、法令、制度、法制度上の施策・事業等の名称や表現、団体・施設などの名称、国の指針・通知文・会議録等については「障害」とし、これら以外については「障がい」としました。

目次

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
第2章 障がいのある人等の状況.....	5
1 人口と世帯等の状況.....	5
2 障がいのある人の状況.....	7
3 障がい福祉サービス等の実績.....	12
4 障がい者の現状からみた支援の課題.....	20

第2部 第4次せたな町障がい者計画

第1章 障がい者計画の基本的な考え方.....	23
1 目標と基本理念.....	23
2 計画の基本的方向.....	24
3 施策の体系.....	25
第2章 施策の方向と主要施策.....	26
1 自立した生活を支える体制づくり.....	26
2 一人ひとりの想いを実現するための社会参加の促進.....	35
3 いきいきと共に暮らせる地域づくり.....	45

第3部 第6期せたな町障がい福祉計画・第2期せたな町障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的な考え方.....	57
1 計画の基本的理念と基本的な考え方.....	57
2 国の基本指針の見直しのおもなポイントと成果目標の項目.....	58
3 障がい福祉サービスのサービス体系.....	59
4 障がい福祉サービスの種類と内容.....	60
第2章 数値目標と障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	64
1 令和5年度までに達成をめざす数値目標.....	64
2 訪問系サービス.....	68
3 日中活動系サービス.....	68
4 居住系サービス.....	70
5 相談支援サービス.....	71
6 障害児支援サービス.....	72

7	地域生活支援事業.....	73
8	その他障がい福祉事業.....	78

参考資料

1	計画策定経過.....	79
2	せたな町地域総合ケア推進協議会委員名簿.....	80
3	せたな町地域総合ケア推進協議会設置規則.....	81
4	せたな町障害者地域自立支援協議会委員名簿.....	82
5	せたな町障害者地域自立支援協議会設置要綱.....	83

第 1 部 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本

1 計画策定の趣旨

(1) 障害者支援関連法の整備

国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、2014（平成 26）年 1 月の障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正によって、大きな変化がもたらされています。2011（平成 23）年には障害者基本法が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際協調という基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方への転換が図られました。以降、「障害者虐待防止法」（2012（平成 24）年施行）や、障害者総合支援法（2013（平成 25）年施行）等、障がい者の権利保障や社会生活の支援に関する法整備が進められました。

近年においても、2016（平成 28）年 4 月には、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、国・地方公共団体等における合理的配慮の提供義務等を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同じく 2016（平成 28）年 4 月には、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止と、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた、「障害者雇用促進法（改正）」が施行され、障がい者の地域生活や社会参加の妨げとなる社会的障壁を除去・軽減していくための具体的な取り組みが進みつつあります。

また、「発達障害者支援法」の一部改正（2016（平成 28）年施行）による支援の充実や、「成年後見制度利用促進法」の施行（2016（平成 28）年）、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（2018（平成 30）年 4 月施行）による支援サービスの充実等、障がい者の権利を保障し、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた、法制度面での基盤整備が進むとともに、国は新たに高齢者に係る地域包括ケアシステムを障がい者や子ども・子育て家庭、生活困窮者など、社会的な支援を必要とするすべての人を対象にした「全世代・全対象型の地域包括支援体制」の構築へと拡充し、支援を必要とする人を地域で支える「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現構想を打ち出しました。

（２）障がい福祉の充実

国の障がい福祉制度は、2003（平成 15）年度の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。その後、2006（平成 18）年には、それまで身体・知的・精神の障がい種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、2012（平成 24）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者総合支援法」が制定されました。

「障害者総合支援法」では、改正障害者基本法を踏まえた「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、障がいのある子どもを対象としたサービスについては、「児童福祉法」の改正により 2012（平成 24）年度から支援内容の充実が図られました。

2016（平成 28）年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、2018（平成 30）年度から地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められています。

（３）計画策定の趣旨

せたな町においても、現計画である第 3 次障がい者計画の中で、「ともに理解しあい ともに助けあって ともに暮らす 共生社会の実現を目指して ～せたな“共生のまちづくり”の推進～」を基本理念として掲げており、「共生する社会の実現」をに向けて取り組んできました。

また、障がい福祉施策については、2006（平成 18）年度以降、3 年を 1 期とする「せたな町障がい福祉計画」をこれまで 5 期にわたって策定し、障害福祉サービス基盤の充実を図ってきました。

この度、「第 3 次せたな町障がい者福祉計画（基本計画）」の計画期間の終了と「第 5 期せたな町障がい福祉計画」の計画期間の終了の時期を迎えるにあたり、新たな計画の策定が求められています。この間の国における障害福祉施策の進展と法制度改革、せたな町の障がい者を取り巻く現状や課題、これまでの計画の検証等を踏まえ、せたな町における障がい福祉施策の基本指針として、改めて総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示すことを目的として、「第 4 次せたな町障がい者計画」及び「第 6 期せたな町障がい福祉計画」並びに「第 2 期せたな町障がい児福祉計画」を策定します。

また当町においても、権利擁護支援のニーズが年々高まっていることを受け、今回策定する「第 4 次せたな町障がい者計画」「第 6 期せたな町障がい福祉計画」の中に、せたな町における成年後見制度の利用促進等に関する施策を盛り込み、これを「せたな町成年後見制度利用促進基本計画」として新たに位置づけます。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ及び関連計画との関係

「第4次せたな町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、せたな町における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものであり、せたな町の最上位計画である「第2次せたな町総合計画(2018～2027)」の障がい福祉分野における個別計画として位置づけています。

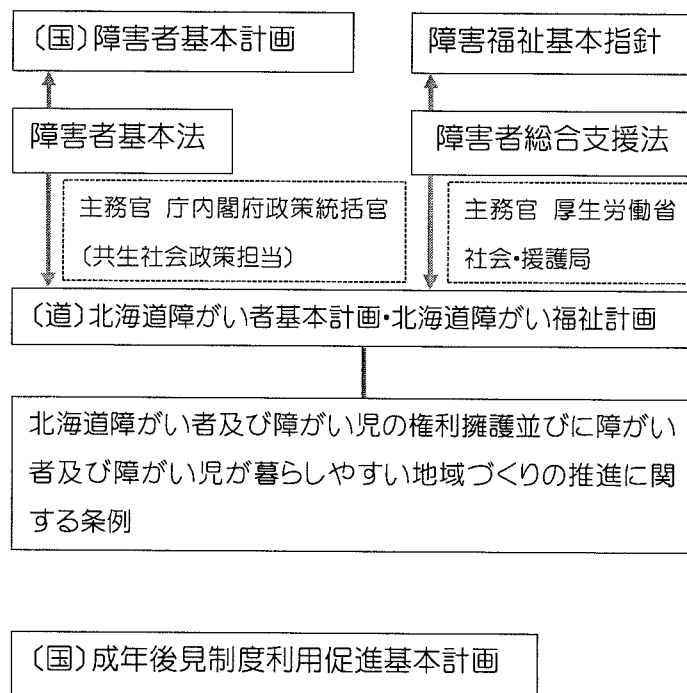
同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第6期せたな町障がい福祉計画」、及び改正児童福祉法第33条の20（2018（平成30）年4月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第2期せたな町障がい児福祉計画」として、せたな町における障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであります。

また今回新たに策定する「せたな町成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づいた成年後見制度利用促進基本計画を法的根拠としております。

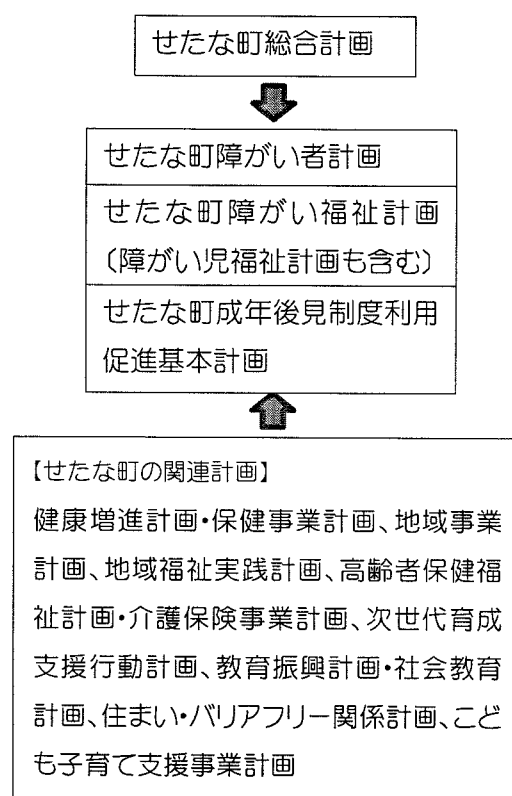
本計画はこれらの4つの計画を一体的に策定する形となっています。

本計画の法律上の位置付け

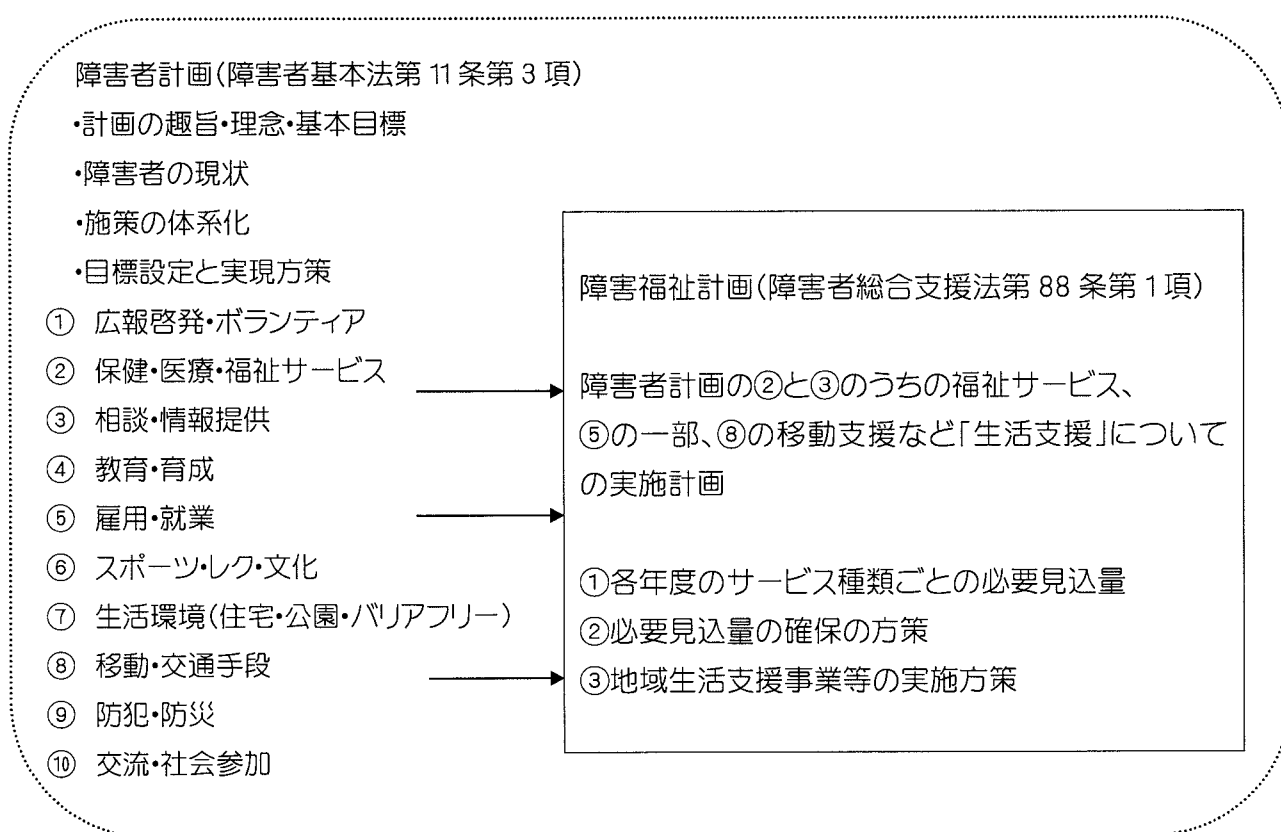
【国・道の関連計画】



【せたな町の関連計画】



【障害者計画と障害福祉計画の関係】



3 計画の期間

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
----------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第 2 次せたな町総合計画(2018～2027)

【基本計画】

第 3 次せたな町障がい者計画

第 4 次せたな町障がい者計画

第 4 次(後期)せたな町障がい者計画

【実施計画】

第 5 期障がい福祉計画(障がい児福祉計画含)

(5 年間→6 年間へ変更)

(後期計画見直し改訂)

第 6 期障がい福祉計画(障がい児福祉計画含)

第 7 期障がい福祉計画(障がい児福祉計画含)

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画

4 計画の対象

せたな町は、ノーマライゼーション、共生の考え方にに基づき、誰もが自立して自己実現をはかりつつ、支えあい助けあいながら安心して暮らせる町を目指すことから、計画の対象は基本的にすべての町民とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人と児、自立支援医療費受給者証を持っている人、難病の人など、日常生活や社会生活で何らかの支援を必要とするすべての人とします。

第2章 障がいのある人等の状況

1 人口と世帯等の状況

(1) 人口と世帯の状況

せたな町の総人口は、令和2年9月末現在で7,625人、世帯数は4,102世帯となり、人口、世帯数とも減少傾向にあります。

[人口と世帯数の推移（住民基本台帳）]

単位：人、世帯

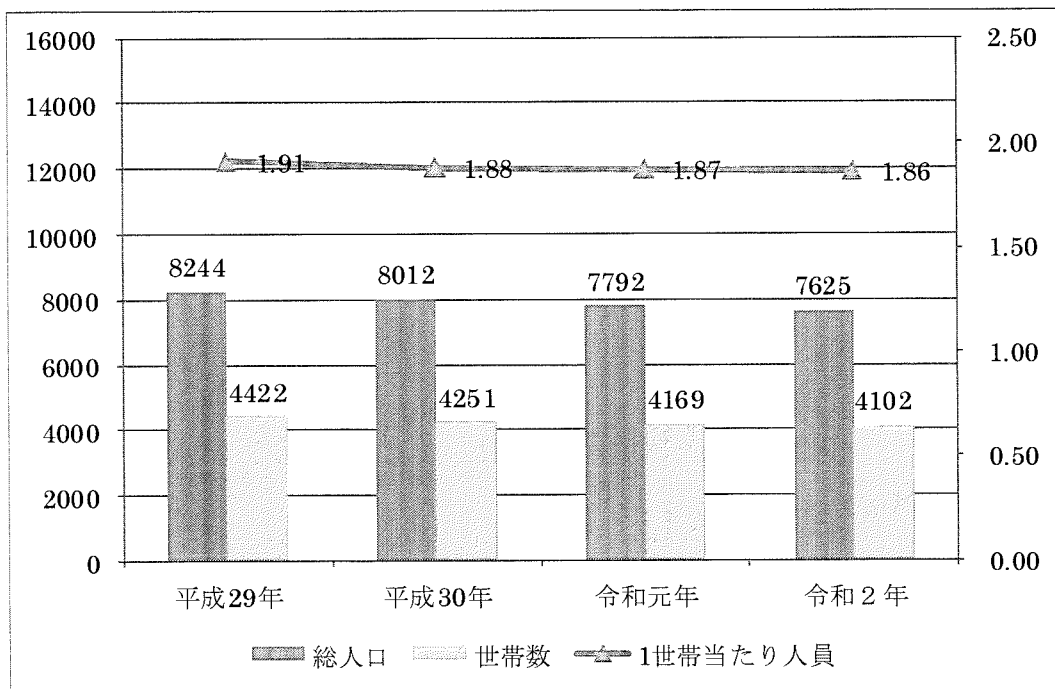
	総人口	世帯数	1世帯当たり人員
平成29年	8,244	4,305	1.91
平成30年	8,012	4,251	1.88
令和元年	7,792	4,169	1.87
令和2年	7,625	4,102	1.86

各年9月末現在

資料：住民基本台帳

人・世帯

人



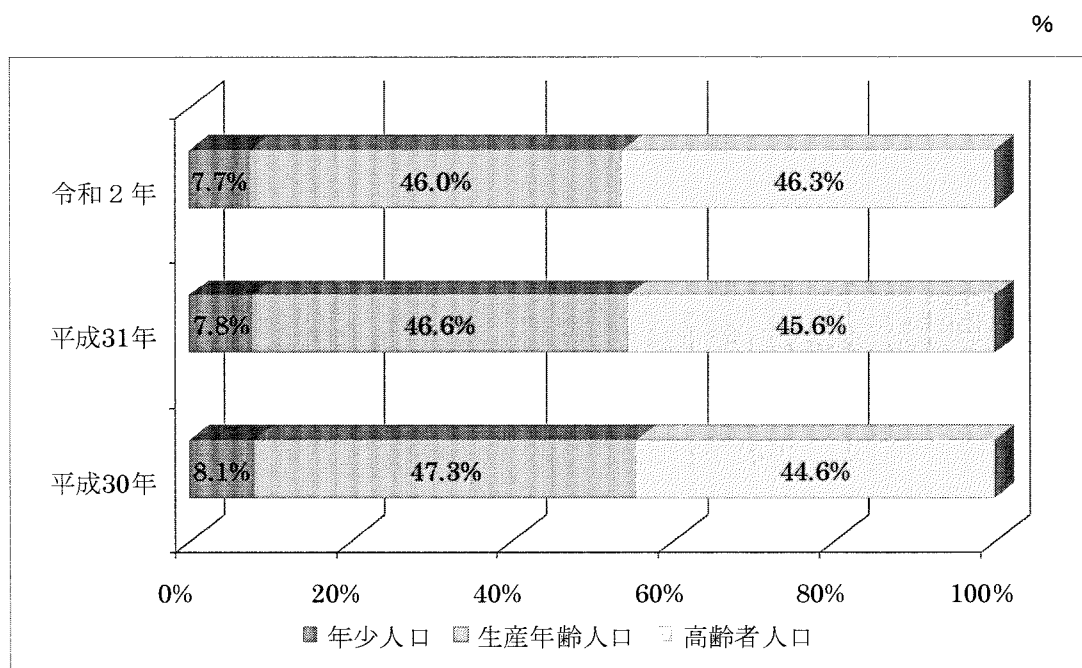
(2) 年齢三階層別人口の状況

年齢三階層別の人口割合は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は低下しており、高齢者人口（65 歳以上）では上昇傾向にあり、少子高齢化がさらに進んでいます。

[年齢三階層別人口（住民基本台帳）]

	平成 30 年 3 月		平成 31 年 3 月		令和 2 年 3 月	
	人	%	人	%	人	%
年少人口	656	8.1%	611	7.8%	587	7.7%
生産年齢人口	3,811	47.3%	3,656	46.6%	3,522	46.0%
高齢者人口	3,600	44.6%	3,585	45.6%	3,547	46.3%
総人口	8,067	100%	7,852	100%	7,656	100%

各年 3 月末日現在



2 障がいのある人の状況

(1) 身体に障がいのある人

身体に障がいのある人（身体障害者手帳保持者）は、令和元年度末現在で591人で総人口（7,656人）に占める割合は7.7%となっています。

障がいの程度別では、1級・4級が多く、次いで3級が多くなっています。

〔身体障がい者の状況（手帳所持者・級別）〕

	平成30年3月		平成31年3月		令和2年3月	
	人	%	人	%	人	%
1級	160	29.7%	171	30.4%	183	31.0%
2級	60	11.1%	64	11.4%	66	11.2%
3級	90	16.7%	91	16.2%	95	16.1%
4級	151	28.0%	157	27.9%	165	27.9%
5級	45	8.4%	45	8.0%	45	7.6%
6級	33	6.1%	34	6.1%	37	6.2%
合計	539	100%	562	100%	591	100%

障がい別では、肢体不自由が最も多く全体の58.6%を占め、次いで内部障がいの28.9%となっています。年齢別では、65歳以上が全体の84.3%を占めており、年々増加しています。

〔身体障がい者の状況（手帳保持者・障がい別・年齢別）〕（令和元年度末）

		肢体不自由	聴覚・平衡機能障がい	内部障がい	視覚障がい	音声・言語機能障がい	その他	合計
18歳未満	人	2	0	1	0	0	0	3
	%	0.3%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
18～64歳	人	47	9	26	6	2	0	90
	%	8.0%	1.5%	4.4%	1.0%	0.3%	0.0%	15.2%
65歳以上	人	297	31	144	23	3	0	498
	%	50.3%	5.3%	24.3%	3.9%	0.5%	0.0%	84.3%
合計	人	346	40	171	29	5	0	591
	%	58.6%	6.8%	28.9%	4.9%	0.8%	0.0%	100.0%

〔身体障がい者の状況（手帳所持者・年齢別）〕

	平成30年3月		平成31年3月		令和2年3月	
	人	%	人	%	人	%
18歳未満	3	0.6%	3	0.5%	3	0.5%
18～64歳	97	18.0%	95	16.9%	91	15.4%
65歳以上	439	81.4%	464	82.6%	497	84.1%
合計	539	100.0%	562	100.0%	591	100.0%

※平成30年3月～令和2年3月までの死亡者含まず

(2) 知的障がいのある人

知的障がいのある人（療育手帳保持者）は、令和元年度末現在で 69 人となり、平成 30 年度と比べると 3 人増えており、また、総人口に占める割合は、0.9%となっています。障がいの程度別では、A（最重度・重度）が 11 人、16.0%、B（中度・軽度）が 58 人、84.0%となっています。

[知的障がい者の状況（手帳所持者・等級別・年齢別（町内在住）]

平成 29 年度		A	B	合計	平成 30 年度		A	B	合計	令和元年度		A	B	合計
18 歳未満	人	1	6	7	18 歳未満	人	2	9	11	18 歳未満	人	4	10	14
	%	1.7	10.1	11.8		%	3.0	13.7	16.7		%	5.8	14.5	20.3
18～64 歳	人	4	44	48	18～64 歳	人	4	47	51	18～64 歳	人	4	47	51
	%	6.8	74.6	81.4		%	6.1	71.2	77.3		%	5.8	68.1	73.9
65 歳以上	人	3	1	4	65 歳以上	人	3	1	4	65 歳以上	人	3	1	4
	%	5.1	1.7	6.8		%	4.5	1.5	6.0		%	4.4	1.4	5.7
合計	人	8	51	59	合計	人	9	57	66	合計	人	11	58	69
	%	13.6	86.4	100		%	13.6	86.4	100		%	16.0	84.0	100

参考 療育手帳 A…重度・最重度 重度 I Q おおむね 35～20 最重度 I Q おおむね 20 以下
療育手帳 B…軽度・中度 軽度 I Q おおむね 70～50 中度 I Q おおむね 50～35

(3) 精神障がいのある人

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳保持者）は、平成 29 年度末で 50 人となり、3 年間の推移をみると、年々増えている傾向にあり、令和元年度末では 77 人となっています。増加の理由は医療機関からのすすめによる、認知症患者の申請が増えたためです。

[精神障がい者の状況（手帳所持者）]

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総人口	人	8,067	7,852	7,656
手帳保持者	人	50	60	77
総人口に占める割合	%	0.62%	0.76%	1.01%

[精神障がい者の状況（手帳所持者・等級別）]

		1 級	2 級	3 級	合計
平成 29 年度	人	6	33	11	50
	%	12.0%	66.0%	22.0%	100%
平成 30 年度	人	12	37	11	60
	%	20.0%	61.7%	18.3%	100%
令和元年度	人	26	38	13	77
	%	33.8%	49.3%	16.9%	100%

(4) 障がいのある児童

[障がいのある児童の状況]

	児童総数	特別支援学級数 ※障がい対応教諭等	特別支援対象児童数 ※障がい対応児
	人	学級	人
認定子ども園・保育園・保育所	1 4 3	※ 2	※ 2
小学校	2 6 8	1 0	1 6
(再掲)(学童保所3か所)	(7 5)	(※ 2)	(※ 5)
中学校	1 4 9	5	5
合計	5 6 0	1 7	2 3

令和2年7月1日現在

資料：町民児童課、教育委員会「公立幼稚園一覧」「せたな町学校概要」

[障がいのある児童の状況（特別支援教育）]

		児童総数	特別支援学級数	特別支援学級在籍児童数	特別支援学級の種別
		人	学級	人	
小学校	久遠小学校	2 7	2	2	知的1情緒1
	瀬棚小学校	4 9	4	4	知的2情緒1言語1
	北檜山小学校	1 8 5	4	1 0	知的5情緒4病弱1
	若松小学校	7	0	0	
	小計	2 6 8	1 0	1 6	
中学校	大成中学校	1 9	1	1	知的1
	瀬棚中学校	3 0	2	2	知的1情緒1
	北檜山中学校	1 0 0	2	2	知的1肢体1
	小計	1 4 9	5	5	
合計		4 1 7	1 5	2 1	

令和2年7月1日現在

資料：教育委員会「せたな町学校概要」

(5) 指定難病の人

平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度で厚生労働大臣定める程度の 18 歳以上である者）」が追加されました。

これにより、難病患者等であって障害者の定義に該当する場合は、障害者手帳を取得できない場合等であっても障がい福祉サービスの利用が可能となりました。令和元年 7 月以降の対象となる指定難病は 361 疾病です。

[せたな町の指定難病医療受給者証の疾病別認定患者数（特定疾患医療受給者証（道単）分含む）]

令和 2 年 3 月末現在

疾病名	人数
進行性核上性麻痺	1
パーキンソン病	15
重症筋無力症	3
多発性硬化症/視神経脊髄炎	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1
多系統委縮症	2
もやもや病	2
全身性アミロイドーシス	1
神経線維腫症	1
顕微鏡的多発血管炎	1
悪性関節リウマチ	1
バージャー病	3
全身性エリトマトーデス	2
全身性強皮症	2
シェーグレン症候群	10
ベーチェット病	5
特発性拡張型心筋症	1
再生不良性貧血	1
特発性血小板減少性紫斑病	1
黄色靱帯骨化症	1
後縦靱帯骨化症	7
特発性大腿骨頭壊死症	3
下垂体前葉機能低下症	3
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3
網膜色素変性症	1

原発性胆汁性胆管炎	4
クローン病	3
潰瘍性大腸炎	8
一次性ネフローゼ症候群	2
シェーグレン症候群（道）	3
自己免疫性肝炎（道）	3
難治性肝炎	2
突発性難聴	3
肥大型心筋症	2
合 計	103

3 障がい福祉サービス等の実績

(1) 障がいのある人や児のための福祉施設・事業所・相談窓口など

町内には、障がい者が福祉的就労を行う、共同作業所「NPO法人せたな共同作業所ふれんど」（地域活動支援センター業務を委託。平成23年10月からは就労継続支援B型も開始）があります。また障がい者が居住する場所として、「グループホームのぞみ」（平成25年4月開設）と「グループホームすみれ」（平成29年10月開設）があります。

以下に令和2年10月1日現在での、関わりのある福祉施設・事業所・相談窓口等を掲載します。

【療養介護施設】

施設名	所在地
札幌あゆみの園	札幌市白石区川北 2254 番地 1
独立行政法人国立病院機構函館病院	函館市川原町 18 番 16 号
独立行政法人国立病院機構北海道医療センター	札幌市西区山の手 5 条 7 丁目 1 番 1 号

【障がい者支援施設（入所施設）】

施設名	所在地
伊達リハビリセンター	伊達市松ヶ枝町 84 番地 1
新生園	北斗市当別 697 番地
清水友愛の里	虻田郡洞爺湖町清水 142 番地 3
ワークショップまるやま荘	北斗市当別 697 番地 99
岩見沢清丘園	岩見沢市日乃出町 604 番地 1
社台やわらぎ園	白老郡白老町字社台 343 番地 2
後志リハビリセンター	寿都郡黒松内町字黒松内 563 番地 6
ひかりの里	瀬棚郡今金町字神丘 912 番地の 11
函館リハビリセンター	函館市石川町 191 番地 6
侑ハウス	函館市西桔梗町 783 番 15 号
寿都浄恩学園	寿都郡寿都町字磯谷町横澗 1128 番地
しりべし学園成人寮	寿都郡黒松内町字黒松内 565 番地 2
禎心会ケアセンター山の手	札幌市西区山の手 433 番地の 1
ふじの学園	北斗市向野 169 番地の 5
歌棄慈光園	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄 72 番地
ねお・はろう	北斗市当別 697 番地

【障がい児支援施設（通所施設）】

施設名	所在地
今金町子ども発達支援センター「きらきらクラブ」（児童発達支援・放課後等デイサービス）	瀬棚郡今金町字今金 300-15

【共同生活援助（グループホーム）】

施設名	所在地
あすなろ学園	檜山郡江差町田沢町 542 番地 3
だて地域生活支援センター(らいむ・ぴいす)	伊達市旭町 50 番地 62 伊達市船岡町 200 番地 49
中野通荘	北斗市当別 697 番地
ななえ荘	北斗市追分 2-51-3
ひかりホーム	瀬棚郡今金町字今金 412 番地の 73
ケアホーム和(なごみ・のどか) グループホームらいふ	瀬棚郡今金町字今金 303 番地の 1
道南福祉ねっとグループホーム (ゆくり・ノエル)	茅部郡森町新川町 280-1・茅部郡森町新川町 280-2
歌棄慈光園はまなす寮	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄 72
クリアコート結	函館市本通 4 丁目 1-11
悠々の里	札幌市南区常盤 3 条 1 丁目 7-3
グループホームすみれ	久遠郡せたな町瀬棚区本町 796 番地
グループホームすみれ	亀田郡七飯町本町 4 丁目 20-2
グループホームのぞみ	久遠郡せたな町北檜山区北檜山 235 番地 1
ピアポート新川	函館市新川町 27 番 6 号
あいほーむ清田	札幌市東区北 19 条東 16 丁目 1-1
札幌マック	札幌市白石区東札幌 2 条 5 丁目 1-21
ぐるーぷほーむ“ホッと”	二世郡八雲町東町 289-19

【就労継続支援 A 型・B 型及び就労移行支援】

施設名	所在地
あすなろケータリングセンター	檜山郡江差町豊川町 187-16
あすなろパン	檜山郡厚沢部町美和 1087-2
せたな共同作業所ふれんど	久遠郡せたな町瀬棚区本町 729-1
ワークショップいまかね	瀬棚郡今金町字神丘 912-8
共生サロン八雲シンフォニー	二世郡八雲町東町 273
しりべしワークセンターセオス	寿都郡黒松内町字黒松内 565-2
ワークランド歌棄	寿都郡寿都町字歌棄 71 番地
就労支援センターWORK ハウス (道南福祉ねっと)	茅部郡森町新川町 280-2
就労支援センターTOMO ハウス (道南福祉ねっと)	亀田郡七飯町本町 4 丁目 20-2
就労移行支援事業所 ponte	函館市本町 29-29

【相談支援機関】

相談機関名	所在地
指定特定相談支援事業所ふれんど	久遠郡せたな町瀬棚区本町 729-1

相談支援事業所・相談室ひかり	瀬棚郡今金町字今金 412 番地の 20
今金町子ども発達支援センター「きらきらクラブ」	瀬棚郡今金町字今金 300-15
北海道発達障がい者支援センター「あおいそら」	函館市石川町 90-7
道南障がい者就業・生活支援センター「すてっぷ」	函館市石川町 41-3
おしま地域療育センター	函館市石川町 41-2
北海道函館児童相談所	函館市中島町 37-8
北海道今金高等養護学校	瀬棚郡今金町字今金 454-1
せたな町内医療機関	せたな町
二次医療圏	八雲町・江差町
三次医療圏	函館市

【広域在宅支援事業所等】

事業所名・病院名など	概要・所在地
せたな町地域包括支援センター	寝たきりや認知症、虚弱等で介護が必要な高齢者等が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活が送れるよう、様々な相談を受け、適切なサービスや制度につなげている。また虐待の早期発見・防止、成年後見・権利擁護等についても支援を行っている。 所在地 久遠郡せたな町北檜山区徳島 63-1
せたな町障がい者指定特定相談支援事業所	障がい福祉サービスを利用される方のサービス等利用計画を作成し、相談に応じる。その他、障がい者に関する一般相談にも応じている。 所在地 久遠郡せたな町北檜山区徳島 63-1
J A きたひやま指定訪問介護事業所（かがやき）	身体、知的、精神の障がい者へのホームヘルプサービスを実施している。 所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山 20
ヘルパー灯り	身体、知的、精神の障がい者へのホームヘルプサービスを実施している。 所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山 91-2
せたな町立国保病院	医療相談室において、高齢者および障がい者自らが権利を守り、尊厳ある生活を送れるよう、様々な相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切なサービスや制度につなげている。また身体状況・病状に応じて、理学療法を実施している。 所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山 378
医療法人社団明理会 道南ロイヤル病院	医療相談室において、高齢者および障がい者自らが権利を守り、尊厳ある生活を送れるよう、様々な相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切なサービスや制度につなげている。また身体状況・病状に応じて、理学療法及び作業療法を実施している。 所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山 322-4

北渡島檜山圏域・南檜山圏域 障がい者総合相談支援 センター	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、年齢、障がい種別を超えて総合相談を行うとともに、地域づくりコーディネーターを配置し、ケア会議や巡回相談など、町における地域生活支援体制の構築に向けて、必要な支援を実施している。所在地 瀬棚郡今金町字今金 412 番地の 20
今金町子ども発達支援 センター「きらきらクラブ」	児童発達支援・放課後等デイサービス事業、発達支援センター事業を行っている。 ○児童発達支援・放課後等デイサービス事業 心身に障がいあるいは発達に悩みや不安等のある、乳幼児・児童・生徒に対し、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応訓練を実施する。 ○発達支援センター事業 発達相談、支援プランの作成、家族への相談支援等を実施し、子どものさらなるスキルアップと発達支援機能を整備する。 所在地 瀬棚郡今金町字今金 300-15
北海道函館児童相談所	養育環境の不備、心身の障がい、非行問題、健全育成など、児童のあらゆる問題において専門のスタッフが相談・指導等を実施している。また言葉の遅れや障がいの疑いのある児童や不登校に関する、巡回児童相談を実施している。 所在地 函館市中島町 37-8
北海道檜山振興局保健環境部 社会福祉課	老人福祉法、生活保護法などの法律に基づき、虚弱や寝たきり、認知症などの介護を必要とする、高齢者や障がい者、児童、低所得者及びその家族に対し、様々な援護や保護、育成、更生など措置に関する面接や家庭訪問を通じ、実態把握・生活指導、施設への入所措置を行う。 所在地 檜山郡江差町字陣屋町 336-3
北海道今金高等養護学校	檜山管内にある唯一の特別支援学校として、特別支援教育のセンター的役割を担い、各学校・幼稚園・保育所・町・関係団体へ情報提供などの支援を行っている。 所在地 瀬棚郡今金町字今金 454-1
障害者地域活動支援センター	せたな町内の障がい者の日中活動の場として提供され、就労することが困難な在宅の障がい者の自立の促進につながっている。活動内容はパン製造作業他。 所在地 久遠郡せたな町瀬棚区本町 729-1 せたな共同作業所ふれんど内

【せたな町の相談窓口】

相談窓口	主な援護	内容	所在地	電話番号
せたな町保健福祉課障がい福祉係	障がい全般	身体・知的・精神障がい者などの手帳取得や、施設入所等の障がい福祉サービス申請などの、各種相談を行	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-5984
せたな町瀬棚総合支所福祉係			瀬棚区本町 719	(0137) 87-3311

せたな町大成総合支所福祉係		っている。	大成区都 427	(01398) 4-5511
せたな町障がい者指定特定相談 支援事業所		障がい福祉サービスを利用 される方のサービス等利用 計画を作成したり、その他 障がいに関する各種相談に 応じている。	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-2356
せたな町高齢者・障害者虐待防止 センター	障がい及び 高齢者全般	高齢者や障害者の虐待につ いて予防啓発や相談に応じ ている。	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-2356
せたな町地域包括支援センター	高齢者全般	寝たきりや認知症、虚弱な どにより介護を必要とする 方への相談を行っている。	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-5699
せたな町町民児童課児童福祉係	児童福祉	児童（扶養）手当等や保育 所関係の相談、申請などの 受付等を行っている。	北檜山区徳島 63-1	(0137) 84-5113
せたな町保健福祉課保健推進係 (保健師)	母子保健 精神保健	乳幼児・児童の育児相談、 こころの相談などを行って いる。	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-5984
瀬棚総合支所福祉係（保健師）			瀬棚区本町 719	(0137) 87-3311
大成総合支所福祉係（保健師）			大成区都 427	(01398) 4-5511

【国・道などの公的機関の相談窓口】

相談窓口	主な援護	内容	所在地	電話番号
今金町子ども発達支援センター 「きらきらクラブ」	乳幼児・ 児童・生徒	心身に障がいあるいは発達 に悩みや不安のある乳幼児 等に対して、保護者の意向 を聞き、早期に個別・集団 療育を行っている。	今金町字今金 300-15	(0137) 82-2512
函館年金事務所	社会保険 国民年金 厚生年金	社会保険、国民年金・厚生 年金（障害年金）関係の相 談、申請などの受付等を行 っている。	函館市新川町 25-18 (函館地方合同庁舎内)	(0138) 82-8001
渡島総合振興局保健環境部 八雲地域保健室（八雲保健所）	保健衛生	精神障がいに関する相談・ 指導、発生の予防から医療 保護、社会復帰の促進など、 多様な業務を行っている。	八雲町末広町 120	(0137) 63-2168

函館公共職業安定所江差出張 (ハローワーク江差)	就 労	障がい者の職業相談や就労 先の紹介等を行っている。	江差町字姥神町 167 (江差地方合同庁舎内)	(0139) 52-0178
函館公共職業安定所八雲出張 (ハローワーク八雲)			八雲町相生町 108-9 (八雲地方合同庁舎内)	(0137) 62-2509
北海道函館児童相談所	児童福祉	児童に関する各種相談(養 護相談・非行相談・育成相 談など)を行っている。	函館市中島町 37-8	(0138) 54-4152
檜山振興局保健環境部社会福祉課 北檜山社会福祉事務出張所	生活保護	生活保護に関する相談業務 を行っている。	せたな町北檜山区 北檜山 235-10	(0137) 84-5729

【障がいに関する専門的な相談窓口】

相談窓口	内容	所在地	電話番号
北海道立心身障害者総合相談所	障がいのある方について幅広く相談に応 じ、医学的、心理的、職能的な見地から 総合的に検査・判定を行う機関。各市町 村を通じて、補装具、自立支援医療(更 生医療)、療育手帳の判定を行うほか、必 要に応じて道内各地で巡回相談も実施し ている。また本人及び家族から専門的な 相談にも応じている。	札幌市中央区円山 西 2 丁目 1-1	(011) 613-5401
北海道立精神保健福祉センター	精神疾患、発達障がい、高次脳機能障が い等の相談に応じるとともに、各種グル ープ支援などの活動を行っている。	札幌市白石区本通 16 丁目北 6-34	(011) 864-7000
北渡島檜山圏域・南檜山圏域 障がい者総合相談支援センター	障がいのある方が地域で安心して生活で きるよう、年齢、障がい種別を超えて、 総合的な支援を行っている。	瀬棚郡今金町字今金 412 番地の 20	(0137) 83-8116
発達障害者支援センター 「あおいそら」	自閉症、アスペルガー症候群、学習障が い(LD)、注意欠陥多動性障害(ADH D)などの、発達障がい全般に関する様々 な相談に応じている。	函館市石川町 90-7	(0138) 46-0851

【町の障がいに関するその他相談支援等】

相談先	内容	所在地	電話番号
せたな町社会福祉協議会	社会福祉関係団体役員、その他社会福祉関係者と 学識経験者をもって構成し、地域での社会福祉事 業のために活動を行っている。 ○日常生活自立支援事業	北檜山区北檜山 110-1	(0137) 84-4600
せたな町社会福祉協議会 瀬棚支所		瀬棚区本町 948-7	(0137) 87-2672
せたな町社会福祉協議会 大成支所	在宅で生活している高齢者や障がい者の権利と財 産を守り、地域で安心して生活を送れるよう、金	大成区都 427	(01398) 4-6011

	銭管理や福祉サービス利用の際の助言・お手伝い等を行う事業。		
せたな町保健福祉課 障がい福祉係	○成年後見制度 20才以上で、障がいや加齢等の理由により自分の	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-5984
瀬棚総合支所 福祉係	財産管理や、病院・福祉施設等への入退所等につ	瀬棚区本町 719	(0137) 87-3311
大成総合支所 福祉係	力が不十分な方々を保護し、支援する制度。 ○成年後見制度利用支援事業	大成区都 427	(01398) 4-5511
せたな町地域包括支援 センター	成年後見制度を利用申請する時の、申立費用の助成、選任された成年後見人等への報酬を助成する制度。(成年後見制度利用の際にかかる費用の負担が、経済的に困難な方を対象としている。生活保護者等)	北檜山区徳島 63-1 (健康センター内)	(0137) 84-5699
民生委員・児童委員	町内の各地域には民生委員・児童委員が配属されており、その担当区内での障がい者や高齢者、または生活に困っている方々への相談相手となり、必要な助言及び関係機関への橋渡しをしている。 (事務局) せたな町保健福祉課社会福祉係 瀬棚総合支所福祉係 大成総合支所福祉係	(事務局) 北檜山区徳島 63-1 (健康センター内) 瀬棚区本町 719 大成区都 427	(0137) 84-5984 (0137) 87-3311 (01398) 4-5511
身体障がい者相談員 (大口 久克)	町内には、道から委嘱された身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が各 1 名配置されている。障がいのある方からの相談に応じ、必要な助言や支援活動を行っている。	北檜山区徳島 63-1 (役場内)	勤務先 (0137) 84-6260
知的障がい者相談員 (大久保純一)		北檜山区北檜山 235 番地 1 (GH のぞみ内)	勤務先 (0137) 84-5136
人権擁護委員	町内には、法務局から委嘱された人権擁護委員が 5 名配置されている。身近な法律問題、人権問題等の相談に応じている。	(事務局) 北檜山区徳島 63-1 (役場総務課内)	(0137) 84-5111

(2) 障がいのある人の福祉サービス利用状況

サービス名			利用者状況		
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
各種サービス	障害（児）者短期入所	実人数	1	0	1
	日常生活用具給付（貸与）	件数	291	286	302
	日常生活用具給付	人数	56	53	58
	補装具給付	件数	34	33	35
	移動支援事業	人数	0	3	3
	生活支援サービス事業（ホームヘルパー派遣）	実人数	1	1	0
	生活支援サービス事業（配食サービス）	実人数	56	55	44
	生活支援サービス事業（緊急通報サービス）	実人数	91	90	71
	生活支援サービス事業（移送サービス）	実人数	0	0	0
	生活支援サービス事業（入浴サービス）	実人数	1	1	0
	生活支援サービス事業（除雪サービス）	実人数	251	259	244
	家族介護支援特別事業（家族介護用品支援事業）	実人数	17	15	11
各種手当	障害児福祉手当	実人数	2	2	2
	特別障害者手当	実人数	1	1	1
	福祉手当	実人数	2	2	2
	特別児童扶養手当	実人数	10	12	12
各種助成等	重度身体障害者タクシー料金助成	人数	78	81	82
	精神障害者通院交通費公費負担	人数	25	28	23

4 障がい者の現状からみた支援の課題

(1) 地域での自立した生活を支える体制の確保

ニーズ調査や障がい福祉サービスの利用状況から、引き続き、障がいのある人の地域における自立した生活を支える体制の確保に取り組む必要があります。障がい福祉サービスの提供体制の面では、特に潜在的なニーズの高い、グループホームや短期入所の整備の促進が求められます。

在宅の障がい者へのニーズ調査においては、将来において「家族と一緒に生活したい」「今のまま生活したい」が合わせて、27人中16人(59.3%)と過半数を占める一方、自活を目指し「グループホームを利用したい」「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が合わせて9人(33.3%)おり、家族と離れて自立した生活に対する希望も出ています。

しかしながら、支援する家族においては、家族が支援できなくなった後の支援の確保への不安が高くなります。町の調べによると、家族が高齢などで介護の負担を抱えるケースや緊急時対応の可能性の高い障がい者は、令和2年9月末現在4人、数年のうちに(緊急対応があり得る)心配な障がい者は9人おりました。その他、家族や本人の状況の変化により、対応が必要な障がい者も10人以上おり、それらの方を含めて、継続的な状況把握に努め、個々のケースのきめ細やかな相談体制を各職種連携の上すすめていっている状況です。

障がい福祉サービスにおいては、2018(平成30)年度より新たに、一人暮らしの障がいのある方を支援する「自立生活援助」が新設され、こうしたサービスの周知と提供・利用の促進に取り組むことが求められます。また、特に高齢化の進む身体障がいのある方をはじめとして、介護保険サービスとの連携による、安心して支援を受けながら暮らし続けられる体制の確保に向け、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの「共生型サービス」の促進を図るなど制度間の連携等が求められます。

サービスの確保に向けた人材の確保・育成が特に課題としてあり、介護や福祉の担い手不足の問題に、町ぐるみで連携し取り組むことも課題となります。

(2) 就労支援の充実

2016(平成28)年4月より、改正障害者雇用促進法が施行され、就業者の障がいの状況に応じた合理的配慮を提供することを雇用者に義務づけるなど、就労の場における差別解消にむけた制度改正が行われています。こうした制度改正や就労支援について、町民や町内事業所への周知を進めるとともに、関係機関と連携した雇用の促進の取り組みが課題となります。

身体障がい者では、技能を持ちながらも、体調や疾患の影響や職場環境により働いていない人が多くなっています。一方、知的障がい者、発達障がい者及び精神障がい者においても、現在は仕事をしていなくても、今後就労を希望する人が多くなっています。いずれも就労継続支援などのサービスとして、知識や技能の向上の訓練を受けている人が多い現状です。就労先や各職場においては、ジョブコーチの配置や人的支援についても確保のための取組が必要です。

障がい福祉サービスでは、2018（平成 30）年度より新たに「就労定着支援」が新設されています。引き続き、一般就労の移行促進に向けた取り組みの充実と、一人ひとりの障がいや希望に応じた多様な働く場の確保やマッチング機能体制が求められます。

（３）相談支援体制の整備

令和 2 年 3 月に、NPO 法人せたな共同作業所ふれんどにおいて、町直営に次いで町内 2 か所目の指定特定相談支援事業所が立ち上がりました。基幹相談支援センターが単独及び広域においても未設置となっている本町において、相談支援体制の整備に向けた取り組みの推進は、引き続き課題となっています。行政の相談支援窓口においては、合理的配慮を徹底するとともに、障がいのある人の思いに寄り添う相談支援や、わかりやすい支援のための情報提供が求められます。

障がい福祉サービスの利用においても、精神障がいのある人の、地域での相談支援のニーズが高くなっています。また、発達障がいのある人や成長過程にある児童・生徒やその家族に対する支援についてもニーズが高くなっています。計画相談支援の提供体制の充実に向けた課題としては、町内の相談支援専門員の確保と充実、利用者中心の相談体制の整備が求められています。

（４）差別解消の取り組み

2016（平成 28）年度に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いや合理的配慮を提供しないことは、障がい者への差別に当たるとされました。2014（平成 26）年の障害者権利条約の批准とそのための一連の制度改正は、これまで以上に障がいのある人への差別の解消と社会参加の促進による共生社会の実現に向けた取り組みを求めるものとなっています。

在宅の障がい者へのニーズ調査では、「障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをする（した）ことがあるか」を尋ねたところ、回答した 27 人中「ある」3 人、「少しある」9 人、合わせて 12 人（44.4%）の方が、普段の生活の中で障がいがあることで、何らかの差別を受けたり、嫌な思いをすることがあると回答しています。町内においては、障がい者関連施設などの開設にあたって住民の反対があるといった事例はありませんが、引き続き、差別解消に向けた啓発・理解促進を図ることが求められます。

更にニーズ調査では、障害者差別解消法や合理的配慮という言葉、成年後見制度という仕組みについて、よく知らないという障がい者も多く、近年の制度改正や、障がいのある方の権利保障について、十分な情報を得られていない状況も明らかになっています。当事者のエンパワメントという観点からも、こうした制度や権利について、障がいのある方や家族等への周知する取組や、理解促進・差別解消研修会をとoshi理解を図る必要があります。

（５）障がい児支援の充実

国においては、児童福祉法の改正により、すべての自治体に障がい児福祉計画（本計画）

の策定を義務付けており、障がい児支援体制の計画的な構築が求められております。中でも、重症心身障がい児の支援や医療的ケア児に対応した支援体制の整備が課題となっています。

発達の遅れや障がいをもつ児童の保護者に実施した「子どもの発達に関するアンケート」において、「相談・医療・訓練機関に関すること」について尋ねたところ、回答した23人中、「困っていることはない」が12件と最も多かったものの、「専門医療機関や訓練(児童発達支援・放課後等デイサービス含む)が遠くて利用しにくい」が8件となっていました。専門機関の通いづらさについては、過疎化・少子化である本町の地域の実情にあわせた、専門的支援のあり方についての検討が必要です。

「学校生活を送る上での問題点」について尋ねたところ、回答した21人中、「特に困っていることはない」が11件と最も多い一方、様々な意見として(「移動手段の確保の問題」、「学校と保護者のコミュニケーションの問題」、「その子に応じた教育・相談が不十分」、「学校施設の設備への配慮」等)についてそれぞれ複数件の回答があり、以前行ったアンケート内容より、様々な意見や回答内容に分散しました。地域の学校の教育体制の充実が進む一方、依然としてインクルーシブ教育の観点から、一人ひとりの状況に応じた教育・支援の選択肢充実が求められ、解決すべき課題が残っている現状です。

子どもの障がいに初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援や相談体制、適切な情報提供についても課題となっています。

発達障がいの診断や支援に対応できる医療機関や、継続的な療育が受けられる場についても課題となっています。

今後、本町の障がい児支援サービスにおいては、放課後等デイサービス事業所の確保や日中一時支援の充実、学童保育所の障がい児利用の希望が多くあることから、引き続き体制整備の充実が課題となっています。

自立

一般的に理解されているような「人に頼らずに自分で自分のことをできる」という意味ではなく、自分の生き方を自分で選択し、社会の一員として社会参加できることを意味する言葉として用いられています。

合理的配慮

障がい者が他の人と平等であるために、すべての人権及び基本的自由を持ち、それを行使することを確保できるよう、必要かつ適当な変更や調整を行うことで、それを行うことで過度の不公平や負担にはならないものをいいます。例えば障がいのある人が働きやすいように机の配置や就労時間を調整したりすることは、合理的配慮の一例です。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性が尊重され、障がい者が自己の可能性を伸ばすとともに自由な社会参加ができるようにすることを目的として、障がいのある人となない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がい者が教育制度から排除されることなく、生活する地域で初等中等教育を受けられることや、教育を受けるために必要な「合理的配慮」が提供されることが求められています(障害者権利条約第24条)。

第 2 部 第 4 次せたな町障がい者計画

第1章 障がい者計画の基本的な考え方

1 目標と基本理念

(1) 目 標

せたな町は、障がいのある人への町民の理解を促進しながら、障がい有無に関わらず町民みんなで、明るく住みやすいせたな町になるよう、一緒にまちづくり・地域づくりへの参加を進めています。一人ひとりの町民が、障がいの有無に関わらず、社会の一員としての役割を担いながら、住み慣れた地域で「共生」のまちづくり実現を目指します。

(2) 基本理念

障害者権利条約の締結に必要な国内法整備として、2011（平成23）年に改正された障害者基本法により、すべての人が障がいの有無に関わらず、尊重される共生社会の実現に向けて、障がいを理由として差別することの禁止、障がい者が地域で生活するにあたっての社会的障壁の除去にかかる合理的な概念が盛り込まれ、障がい者の自立支援、社会に向けての施策が総合的に進められてきています。2013（平成25）年4月に、障害者総合支援法が施行され、同年6月に障害者差別解消法が制定されました。1年間実施が延長され、2021（令和3）年7月に実施されることとなった、2020東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づく心のバリアフリー等の取組がなされてきています。

これらに基づき、障がい者が、自らの決定により社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して、自己実現できるよう、計画の基本的方向により施策を展開していきます。

基本理念

その人らしい生活を実現し、共生するまち「せたな」

とします。

2 計画の基本的方向

(1) 自立した生活を支える体制づくり

身近な地域で、障がいの種類や程度及び個別的なニーズに応じた、必要で適切なサービスを受けることができるよう、相談支援や障がい福祉サービスの充実を図りながら、様々な分野の専門職種や介護の担い手となる人材育成などの取り組みを総合的・横断的に進めていき、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

(2) 一人ひとりの想いを実現するための社会参加の促進

障がいのある人が、各ライフステージを通して、自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、本人の希望や障がい特性に応じた切れ目のない取組を促進します。

子どもや高齢者、性別の違いなど、複合的な困難に配慮した、きめ細かい支援が求められています。

発達の遅れや障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、それぞれの子どもの障がいの状態やニーズに応じた、就学や教育環境の整備充実に努めます。

障がいのある人が、それぞれの能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携しながら環境づくりに努めます。

地域社会を構成する一員として、地域やコミュニティづくり活動、スポーツ文化活動、サークル活動などの他、同じような悩みや不安をお持ちの障がい者団体や家族会等、自ら進んで社会参加できる体制づくりに努めます。

(3) いきいきと共に暮らせる地域づくり（バリアフリー社会の実現）

地域社会を構成するすべての人々が、あらゆる場面で等しく平等に生活できることを基本とし、障がいへの理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす、「心のバリアフリー」の理解促進の取組を重点的に進めます。

住まい、公共施設、交通機関等のユニバーサルデザインの普及を図りながら、障がい特性に応じた防災体制の確保にも努めます。社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと）の向上の視点を積極的に導入し、さらには情報利用のバリアフリー化についても、地域特性を踏まえた取り組みを促進します。

3 施策の体系

基本理念

基本的方向

施策の区分

施策の展開

その人らしい生活を実現し共生するまち「せたな」

自立した生活を支える体制づくり

生活支援

- 1 相談支援体制の充実
- 2 障がい福祉サービス等の充実
- 3 人材の育成と確保

保健・医療

- 1 障がいの原因となる疾病等の予防
- 2 適切な保健・医療の提供
- 3 精神保健施策の充実

一人ひとりの想いを実現するための社会参加の促進

療育・教育

- 1 療育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 医療的ケア児への支援

就労支援

- 1 雇用の促進
- 2 福祉的就労の場の確保

社会参加

- 1 社会参加の促進
- 2 生涯学習機会の充実
- 3 文化・スポーツ活動の振興

いきいきと共に暮らせる地域づくり

差別解消、権利擁護の促進

- 1 権利擁護の推進・虐待防止
- 2 成年後見制度等の利用促進
- 3 地域福祉活動の推進

生活環境

- 1 住環境の推進
- 2 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- 3 防災・防犯対策の推進

情報・コミュニケーション

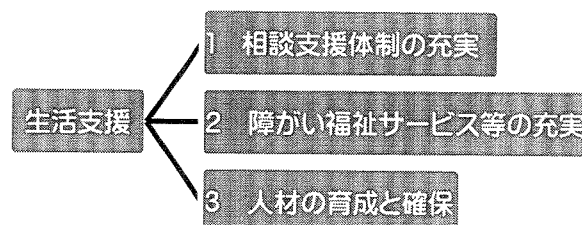
- 1 情報アクセシビリティ向上
- 2 意思疎通支援の充実

第2章 施策の方向と主要施策

1 自立した生活を支える体制づくり

I 生活支援

■□ 施策の方向 □■



【現状と課題】

- 障がい者やその家族が、住みなれた地域で安心して生活を送るためには、さまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、情報提供の充実が求められています。
- 本町では、日常的に障がい福祉サービスを中心とした相談業務を行っているほか、指定特定相談支援事業所を設けており、その他の特定相談支援・障害児相談支援事業所を含め相談支援事業所を整備しています。障がい者相談員及び民生委員児童委員が各地域で相談に応じたり、人権擁護委員による人権相談も実施しています。今後もサービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言、指導などが受けられる体制づくりを進める必要があります。また各相談機関の連携を強化するとともに、相談員などの資質向上に努め、相談機能の充実を図る必要があります。
- 在宅の障がい者へのニーズ調査において、「福祉サービス情報等の入手手段」を尋ねたところ、最も多かったのが、「サービス事業所・相談支援専門員」、次いで「役場担当者等」でした。必要な支援や情報が届く体制づくりとして、サービス提供事業所や相談担当者で連携した情報提供を進めることが求められます。
- 障がい者を主に介助している家族の中には、高齢の人が多くなっており、介助する家族の支援・負担軽減のための対策も重要です。

【基本方針】

- 利用者本位の考え方に立ち、生涯を通じ、どこに住んでいても身近な地域で、自らの選択により必要なサービスが提供されるよう、支援体制づくりや人材の養成・確保に努めます。

1. 相談支援体制との充実

〈主要施策〉

(1) 相談支援体制の充実

- 指定特定相談支援事業者との連携を強化し、障がい者のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともに、相談支援専門員の育成に努めます。
- 専門性の高い相談にも対応するため、保健師や社会福祉士等の専門職配置を進めます。
- 各相談機関や専門機関との連携を強化し、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。
- 障がい者相談員と、民生委員・児童委員やその他の相談機関等との連携が図れるよう、支援を行います。また、相談機能の拡充を図るほか、地域に根ざした見守り・相談支援を進めます。

(2) 情報提供の充実

- 障がい者やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流を行うことができるよう、障がい者団体等(身体障害者福祉協会、精神障がい者家族会)の活動を支援します。
- 「障がい福祉のしおり」や町ホームページにより、福祉サービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言あるいは指導などが受けられる体制づくりに努めます。

(3) 関係機関・団体等との連携

- 障害者地域自立支援協議会では、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを進めるために、個別のケースへの援助方法に関する検討から地域課題の抽出まで、地域における障がい者についてのさまざまな課題を検討し、町の政策に反映するよう努めます。
- 障害者地域自立支援協議会に、就労支援部会・居住支援部会、障がい児ケア専門部会の各部会を置き、分野別の関係団体・機関のネットワーク形成や支援の充実に向けた課題の検討を進めます。

■おもな取組■

相談支援体制の充実	指定特定相談支援事業所の機能充実
	保健師・社会福祉士など専門職員による相談等の支援の充実
	民生委員・民生児童委員活動の充実
	庁内各種窓口での対応充実
情報提供の充実	障がい福祉のしおり、町ホームページによる情報提供
	社会福祉協議会だよりによる情報提供
	障がい者団体等の活動の支援及び周知
	地域活動支援センター活動の促進及び周知
関係機関・団体等との連携	相談支援ネットワークの構築
	障害者地域自立支援協議会活動の推進及び各専門部会の充実

2. 障がい福祉サービスの充実

〈主要施策〉

(1) 訪問系サービスの充実

(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)

- 障がい者の日常生活を支援するため、障がいの種類や程度、状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

(生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

- 障がい者が充実した日常生活を送ることができるよう、生活能力の向上を図り、日中活動系サービスの質や量の充実に努めます。
- 障がい特性に応じた日中活動が利用できるよう、本人及び家族等の意思を十分汲みとり、事業利用の促進に努めます。

(3) 居住系サービスの充実(施設入所支援、共同生活援助)

- 地域生活が可能な施設入所者、退院可能な精神障がい者の必要な訓練の機会を提供し、地域移行に向けた支援に努めます。
- 障がい特性に応じた住まいと場が利用できるよう、本人及び家族等の意思を十分汲みながらサービス利用の促進に努めます。

(4) 地域生活支援事業の充実

- 障がい者が、有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。

(5) 障がいの特性に応じた支援の充実

- 重度重複障がいのある人や難病患者、発達障がい者(児)、高次脳機能障がいのある人などが、必要な福祉サービスを利用し、安心して地域生活が送れるよう、地域の関係機関が連携し、総合的な支援に努めます。

■おもな取組■

訪問系サービスの充実	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、事業所等サービス提供体制の充実
日中活動系サービスの充実	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)提供事業所の開拓、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、短期入所、放課後等デイサービス、関係機関・提供事業所等との連携強化
居住系サービスの充実	共同生活援助、施設入所支援
補装具の交付	補装具購入・修理費助成
地域生活支援事業の充実	障がい者相談支援事業、地域自立支援協議会、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業
在宅福祉サービスの充実	生活支援サービス(配食・緊急通報・移送・入浴・除雪)、家族介護支援特別事業(家族介護用品支給事業)

経済的支援（各種助成）	重度身体障害者タクシー料金助成、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当
経済的支援（各種手当）	重度心身障害者医療制度、精神障害者通院交通費公費負担、精神障害者通所交通費公費負担、腎臓機能障害者通院交通費補助、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、公共料金等割引制度の普及啓発、特定疾病等療養受療証の交付、ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児等医療費助成、生活福祉資金貸付、障害者自動車運転免許取得・改造費助成
障がいの特性に応じた支援の充実	関係機関と連携したニーズの把握、個別支援の推進

3. 人材の育成と確保

〈主要施策〉

(1) ボランティア団体等への支援

- 障がい者が地域で生活をするためには、公的サービスだけではなくボランティア活動の充実も必要となることから、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成やボランティア団体への支援に努めます。

(2) 各種研修の充実

- 関係機関などで実施する専門性を高める研修会などの情報を提供し、多様化する福祉サービスに対応できる人材育成の支援に努めます。
- 福祉と連携した質の高い保健・医療を担う人材を養成するため、保健・医療関係職種に対する研修機会の拡大等による専門技術の向上や福祉知識の習得などの支援に努めます。

(3) 福祉サービスに従事する人材の確保

- サービスを提供する事業者と連携し、障がい福祉サービスを始めようとする人が増えるよう、障がい福祉業務全般の魅力について情報発信に努め、福祉サービスに従事する人材の確保に努めます。

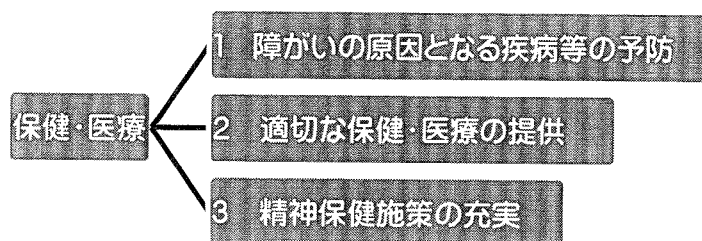
■おもな取組■

関係機関・団体等への支援	ボランティア人材の育成
	町内会、地区団体活動の推進
	NPO等町民主体の組織づくり促進
	小地域ネットワーク活動の促進
	民生委員・児童委員協議会活動の促進
	人権擁護委員活動への支援
	社会福祉協議会活動の充実
	関係機関・団体等のネットワークづくりの推進
各種研修の充実	各種研修会への参加による専門技術・知識の習得

福祉サービス従事者の確保	障がい者福祉関連の情報発信
	町内外障がい関連事業所・ハローワーク等との連携

Ⅱ 保健・医療

■□ 施策の方向 □■



【現状と課題】

- 健やかで心豊かに生活できることは誰もが望んでいることであり、こうした生活を送ることができるよう、疾病や障がいの早期発見をはじめ、保健・医療、機能訓練の充実を図り、適切に対応していくことが求められています。
- 本町では乳幼児期に、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査と各月年齢に応じた健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療、保護者への保健指導などを専門医師、保健師、栄養士などが行っています。言葉の遅れや発達に関わる専門職も配置し、乳幼児とその保護者の支援に努めています。
- 各種健康教育・健康相談、訪問指導等を実施し、疾病予防、重症化予防の取り組みを行っています。
- 成人においては、「老人保健法」が平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」となり、生活習慣病の予防に着目した医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導の制度ができました。また、せたな町では、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とする「せたな町健康増進計画(食育推進計画・自殺対策計画)」を策定し、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、健康教育・健康相談を実施し、町民の健康づくりの向上につなげるとともに、疾病の早期発見を行うため、各種がん検診・特定健康診査・特定保健指導を行っています。今後も障がいの早期発見、早期療育などに向け、健診事業の充実を図る必要があります。
- 医療については、「重度心身障害者医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「こども医療費助成」などの助成を行っています。
- 福祉の分野では、自立支援医療や補装具・日常生活用具などにより、障がい者の自立に向けた支援を行っています。今後も地域のリハビリテーション機能をさらに充実したものとするため、地域の実情に応じて、必要な人に求められるサービスを的確に提供できるよう、在宅リハビリテーションの充実、機能訓練をする場所の確保に努める必要があります。
- 精神障がい者の社会的入院から、地域生活できるよう、退院後の地域生活支援が重要な課題です。
- 近年増加している、働き盛りのうつ病や、児童思春期の心の問題などのメンタルヘルスなど、重症化予防の取り組みが必要です。

【基本方針】

○障がいの要因となる疾病予防やその早期発見・早期治療ために、適切な保健サービスや医療、機能訓練体制の充実を図ります。

対象の障がいにより、自立支援医療として更生医療・育成医療・精神通院の申請手続きを行っています。また各種医療費助成、通院交通費助成についても該当者に対し支援を行います。

1. 障がいの原因となる疾病等の予防

〈主要施策〉

(1) 母子保健活動の推進

- 安全・安心な出産の確保や疾病・障がいの早期発見、早期療育につなげていくため、妊婦健診をはじめ、各年代に応じた乳幼児健診の充実を図り、育児不安のある保護者の支援を行います。子どもの発達支援相談や発育・発達の遅れを早期に発見するための乳幼児健診など子どもと親に寄り添って支援につなげる母子保健活動の推進に努めます。
- 健康教育・健康相談、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査事後指導（専門相談）等を実施します。
- 児童・生徒の精神的健康を保持し、不登校や引きこもり、家庭内暴力、薬物乱用など児童思春期の心の問題への対応に努めます。

(2) 中高年期の予防対策の充実

- 特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、脳血管疾患や糖尿病などの障がいにつながりやすい生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。
- 特定健診受診率向上対策（特定健診未受診者対策）及び特定保健指導利用率向上対策として、特定健診未受診者への通知、勧奨電話、普及啓発（広報・ポスター・チラシ・ホームページなど）、未受診者への訪問指導などを実施します。
- 健康教育や健康相談の充実を図り、健康づくりを支援するために生活習慣病等の疾病の予防や治療方法等について理解と周知を図ります。健康増進計画（食育推進計画）に基づき、テーマ・対象をしばった健康教室や健康相談の定期実施、随時電話相談・来所相談を実施し、町民の健康づくりの支援に努めます。
- うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制や自殺予防対策の充実努めます。

2. 適切な保健・医療の提供

〈主要施策〉

(1) 医療機関との連携強化

- 保健所や医療機関など関係機関との連携を強化し、難病や障がいの状況・ニーズに応じて医療機関などに関する情報提供や相談体制の充実努めます。

(2) 医療の充実

- 地域で生活しながら、高齢化や障がいの重複があっても、治療していけるよう、個々のニーズに応じ、きめ細やかな医療、機能訓練・生活訓練ができるよう努めます。
- 補装具、日常生活用具の給付を行い、自立した日常生活に向けての支援を行います。

(3) 難病対策の充実

- 小児慢性特定疾病児、難病患者等に対して日常生活用具の給付を行い、また、家族の療養上の不安や負担を軽減するなど、国・道と協力しながら適切な支援に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。
- 2015（平成 27）年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行に伴い、対象疾病が増加しており、障がい福祉サービスの利用等、支援制度の周知を進めます。

(4) 医療費負担の軽減

- 「重度障害者（児）医療費助成」「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「妊産婦医療費助成」「未熟児療育医療給付」などの助成を道と協力しながら行うとともに、自立支援医療費を支給し、医療費に対する支援を行います。

3. 精神保健施策の充実

〈主要施策〉

(1) 精神保健福祉に関する普及・啓発活動の推進

- 精神障がい者や精神疾患及び自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発を行い、町民への精神障がいに対する正しい理解を広めるよう努めます。
- 町民への「自殺予防ゲートキーパー」の養成や支援、「いのちの電話」「こころの相談」の周知をしていきます。

(2) 相談支援体制の充実

- 精神障がい者やその家族からの不安や悩みについて、適切な助言・支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

(3) 退院促進事業の整備

- 退院可能な人が、地域で自立した生活ができるよう、居住の場、就労の場、日中活動の場などの整備に努めます。精神障害者通院交通費公費負担、精神障害者通所交通費公費負担により、通院や通所を促進し退院後の負担軽減に取り組みます。

(4) 関係機関との連携

- 社会復帰や社会活動を促進するため、福祉、保健・医療、就労などの関係機関の連携を密にし、事業の推進に努めます。
- 八雲保健所や今金町と連携している精神障害者回復者クラブピュアサークルや北部檜山希望の会（精神障がい者家族会）との協力体制を引き続きとっていきます。

■保健・医療 おもな取組■

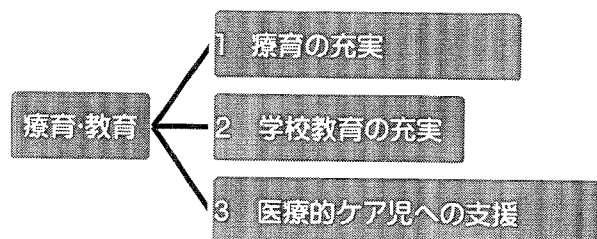
健康づくりの推進	各種がん検診受診促進
	健康教室・健康相談推進
母子保健事業	妊産婦健診・相談
	乳幼児健診・相談(乳幼児・1歳半児・3歳児・5歳児) 訪問指導(妊産婦・新生児・未熟児・離乳食)
	中学生生活習慣病健診(2年生)・中学生生活習慣病健康教育
	子ども健康教育(虫歯予防・料理教室等)
	フッ素塗布・歯磨き指導・歯科健診
	各種予防接種
	虐待予防ケアマネジメント
精神保健	関係機関等との連携による精神保健活動の推進(社会復帰学級がっばり会)精神障がい者回復者クラブ「ピュアサークル」や北部檜山希望の会(精神障がい者家族会)との連携及び支援 ケース個別相談支援
特定健診・特定保健指導	特定健診・特定保健指導事業
発達障害児等支援	発達相談、巡回児童相談、発達支援教室「あい」、発達障がいのある子ども等の支援に係る職員の研修充実
一貫した相談支援体制	子育て支援センター、地域包括支援センター、関係機関団体等の連携、保健所、各医療機関からの情報連携の充実
各種医療費助成事業	各種医療費助成事業を活用した医療費負担軽減の支援

第2章 施策の方向と主要施策

2 一人ひとりの想いを実現するための社会参加の促進

Ⅲ 療育・教育

■□ 施策の方向 □■



SDGs

2015年9月国連サミットで採択された、2030年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標」であり、2016年から2030年までの15年間を実施期間としています。SDGsが目指すのは、経済成長、社会問題の解決、環境保全がバランス良く達成された持続可能な世界であり、その過程で、貧困層、障がい者、女性など脆弱な立場に置かれやすい人々を「誰一人取り残さない」ことを誓っており、「人間中心」の考え方に根ざすものです。

【現状と課題】

- 本町では、各種乳幼児健康診査などから、療育が必要と思われる乳幼児の保護者に対し早期の相談に対応しています。町内には専門機関はない状況ですが、専門医療機関のすすめや、身近な地域で必要な療育を行える支援体制について連携の充実が求められています。
- 関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期の円滑な移行をより一層促進し、障がいの多様化や個性に配慮した教育の充実を図るなど、障がい児の発達支援に努める必要があります。
- 成長発達の課程により、個々のフォローを各機関がどのように行うかなどの役割分担を明確化し、日頃からの関係機関の連携強化が重要です。障がい等の発見から相談、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備が必要となっています。
- 共生社会の実現と「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する特別支援教育の充実を図り、障がい児の生きる力を育み、社会的な自立や参加を促すことが重要です。
- SDGsにおける障がいまたは障がい者への言及を一部抜粋すると、「教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者など脆弱な立場にある子どもなどあらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできる様にする」また「教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境提供できるようにする」とあります。

【基本方針】

- 障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育、一人ひとりの特性に応じた教育を行うこと

ができるよう、年齢に応じて地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

○できるだけ身近な地域において、発達段階に応じたきめ細かで専門的な、療育や教育を受けられる体制整備を促進します。

○学校教育への円滑な移行に向けて、認定子ども園や学童保育所等と、保育と学校教育との連携を強めるとともに、増加傾向にある保護者に対する支援のニーズに対し、対応できる体制整備が課題となります。

1. 療育の充実

〈主要施策〉

(1) 保健・医療・福祉・教育との連携

- 関係機関の役割分担を明確にし、保健・医療・福祉・教育との連携強化と共通理解を図ります。
- 乳幼児健康診査事業での早期発見と、相談事業への連続性が必要です。関係機関の連携強化に努め、相談から療育、療育から教育、教育から地域へと適切な支援がつながっていく体制の整備を図ります。

(2) 療育体制の充実

- 障害児通所支援事業所は、今金町との2町での共同実施となっており、現在町内には事業所がありませんが、実施内容及び提供基盤の充実により、障がい児の療育体制の充実を進め、身近な地域での支援の強化を図ります。
- 可能なかぎり障がい児を受け入れ、一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を行うとともに、他の児童との相互理解を深めるよう、保育士や教諭等に対する研修などを通じて、専門性や指導力の向上などを図り、保育・教育内容の充実を図ります。また関係職種や広く地域住民の方々へも療育の重要性の理解を図ります。
- 発達などに課題のある児童を保育している保育機関に対して支援を行い、保育の充実を図ります。

■おもな取組■

障がい児保育の推進	障がい児保育の推進
母子保健事業の推進	巡回児童相談、子ども発達相談、発達支援相談
放課後等対策の推進	学童保育所、今金町子ども発達支援センターとの連携
相談支援情報の共有	療育カルテ「ころころカルテ」の活用による支援の連携充実

2. 学校教育の充実

〈主要施策〉

(1) 教育相談・支援体制の整備

- 教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、保護者に対して適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がい児に対する早期からの教

育相談・支援の充実に努めます。

- 就学にあたり、教育委員会は、関係機関と連携し、本人保護者等に対し、十分な情報提供を行い、教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われるよう、幼児期を含め、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

(2) 幼児・義務教育の充実

- 発達の遅れや障がいのある子どもの個々の状態に応じて、適切な教育が受けられるよう、関係機関と連携しながら特別支援教育などの充実に努めます。
- 発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して、教育相談を推進するとともに、小中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境整備、障がいの状態に応じた特別支援学級の整備など義務教育の充実に努めます。

(3) 発達障がいに対する支援体制の確立

- 発達障がい児の心理機能の発達や社会生活への適応を促進するため、障がいを早期に見し、支援を行うとともに、発達障がいのある子どもとその家族からの不安や悩みについて、適切な助言・指導が行える体制づくりを進めます。

(4) 交流教育等の充実

- 支援学級在籍児童・生徒の交流だけではなく、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して、互いに理解を深め地域の中でともに育つ仲間としての意識の醸成に努めます。
- 児童生徒のボランティア活動の取り組みを推進し、高齢者や障がいのある人との遊びやものづくりなどを通じたふれあいや交流などの教育活動の充実に努めます。
- 障がいや障がい特性などについて、学習機会の提供をはじめ、障がいのある人等との交流機会の充実や交流教育の推進に努めます。

(5) 障がいの特性に配慮した教育の充実

- 障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関等との密接な連携を図るとともに、各校の通級指導教室間の連携をはじめ、特別支援教育支援員等の配置やパートナーティーチャー派遣事業において、人材の育成・確保に努めます。
- 障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、幼児教育、小中学校、高等学校等における、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の特性に応じた指導や支援の充実に努めます。また、特別支援教育支援員の配置など教育環境の整備に努めます。
- 障がいの状況やニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画及び教育支援計画を作成します。指導内容や方法の一層の工夫・改善を図り、子ども自身の学びを大切に取り組みます。

(6) 研修の充実・施設の充実

- 障がい児担当教員や療育に関わる専門職員の専門性と指導力の向上を図るため、研修機会の拡充に努めます。また、保護者も含めた関係者の連携を深める交流研修の充実

に努めます。

- 児童・生徒の個々の状況や、進学進級に伴う学校施設のバリアフリー化や安全対策、学習指導上必要とする教育機器や学校生活を送るうえで必要とする備品の充実など実態に合わせて準備します。

■おもな取組■

特別支援教育の推進	こども園での幼児教育の推進
	小学校・中学校での特別支援教育の充実
	学校施設等の整備
	就学指導委員会活動の推進・特別支援教育連携協議会活動の推進
	子育て支援センター活動の推進
専門職員等の充実	特別支援教育支援員等の配置
	専門性と指導力向上のための研修機会の拡充
交流教育等の充実	交流や共同学習の推進

3. 医療的ケア児への支援

〈主要施策〉

(1) 障がい児ケア専門部会の設置

- 障害者地域自立支援協議会の中の専門部会である障がい児ケア専門部会を通じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育の連携強化を図ります。

(2) 医療的ケア児等コーディネーターを配置し医療ケア児の等の協議の場を持つ

- 医療的ケア児の支援体制の整備としては、圏域の小児科等との医療機関や保健所等と広域的な協力が必要で、せたな町では保健福祉の専門職があたります。

(3) ケース協議及び地域課題や社会資源の改善等に取り組み

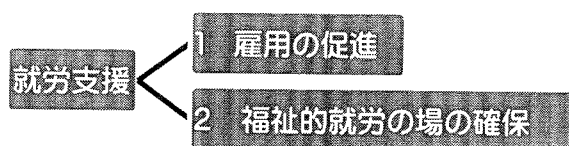
- 共生社会の実現にむけた医療的ケア児の支援体制の整備としては、社会資源をどのように活かせるか、ハード・ソフト両面の整備を着実に推進することが必要です。

■おもな取組■

障がい児ケア専門部会の設置	医療的ケア児等支援についての支援協議の場
医療ケア児等の協議の場	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関の支援協議の場の開催
ケース協議及び地域課題や社会資源の改善等の取り組み	ケース支援協議を通じ、不足する資源等の開発や構築を提案

IV 就労支援

■□ 施策の方向 □■



法定雇用率

障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体、民間企業等に義務付けられている、雇用者全体に占める障害者の比率です。平成30年4月以降、国、地方公共団体等は2.5%、民間企業は2.2%とされており、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付する必要があります。

【現状と課題】

- 障がいのある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じた自己実現を図りながら、障がい者の社会的役割を再構築するための手段として、また経済的な自立の課題として重要となっています。就労を希望する障がいのある人を取り巻くせたな町の雇用情勢は厳しい状況ではありますが、就労継続支援などのサービス利用を経て一般就労に結びつくケースもあります。
- 障害者雇用促進法の改正により法定雇用率の引き上げ（2018（平成30）年度より）や、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）の提供義務が新たに規定される（平成28年度より施行）など、障がい者の雇用をめぐる制度改正が急速に進んでいます。こうした状況について町は、企業や民間事業者等への周知を進め、障がい者雇用を促進することが求められます。法定雇用率を達成するため、「せたな町・せたな町教育委員会障害者活躍推進計画」（2020年度～2024年度）に沿って、引き続き障がい者雇用の促進に向けた取り組みが必要です。
- 就労希望のある障がい者に対し、サービスの質の向上や、福祉就労から一般就労への移行促進のための支援の充実が求められています。
- 障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、地域全体で応援する体制づくりが求められています。
- 様々な分野の機関が連携した障がい者の就労を支えるネットワークの充実と、企業や民間事業者との連携・協働の推進を図りながら、町民・企業・行政等の体制づくり、福祉的就労の底上げ、一般就労への推進、新たな職域の開拓を含む多様な就労の場の確保が必要です。
- 障害者優先調達推進法（2013（平成25）年度より施行）に基づく障がい者就労施設等からの物品調達の促進も課題となっています。
- SDGsにおける目標においても、「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」とあります。

【基本方針】

- 障がいがあっても、本人の意欲や障がい特性等に応じて、地域でいきいきと働くことができるよう、地域全体で体制づくりを進めながら、企業等と連携・協働を重視し、障がい者の就労機会の拡大、企業や町民へ障がい者の正しい理解と雇用の促進に努めます。
- 働きたい障がい者と雇用したい事業者をマッチングする仕組みの構築を関係者とともに行います。

1. 雇用の促進

〈主要施策〉

(1) 障がい者の雇用啓発

- 働きたい障がい者と雇用したい事業主が、どのくらいいるかを把握するため、町民に広く周知を行い、ニーズの把握を行う。

(2) 雇用の促進

- 障がい者の就労に向けて、障がい者就業生活支援センター「すてっぷ」を通じて、町内で雇用相談を実施するとともに、雇用に関する情報提供を行っています。求人・求職相談については、ハローワークや町内事業所と連携し、活用を働きかけています。

(3) 関係機関との連携強化

- 今金高等養護学校、せたな共同作業所ふれんど(就労継続支援B型事業所)、障がい者就業生活支援センター「すてっぷ」など関係機関と緊密な連携を図り、就労相談や情報提供に努めます。

(4) 道南地域農福連携連絡会議との連携

- 農業分野における高齢化と後継者不足により、担い手や労働力不足の問題に対し、2015(平成27)年3月に道南圏域の関係機関により「道南農福連携ネットワーク」が設立され、2020(令和2)年8月、「道南地域農福連携連絡会議」に統合となり、引き続き連携を図りながら、就労の場の確保に努めます。

2. 福祉的就労の場の確保

〈主要施策〉

(1) 福祉的就労の場の確保

- 就労継続支援(B型)は見込量を大幅に上回って推移しており、サービスの質の向上や福祉就労から一般就労への移行促進のための支援の充実が求められています。
- 町内の障がい者を雇用する町内事業者に対して、補助金の交付を行う、「せたな町障害者雇用促進事業」の推進に努めます。

(2) 地域活動支援センターとの連携

- 町で行う、地域活動支援センター業務受託者との連携により、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進などの充実に努めます。

(3) 地域の特性等を活かした就労機会の確保

- 障がい者に対する支援のノウハウを把握している、障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、障がい特性を踏まえた職域開拓など、障がい者の就労機会の確保に努めます。

(4) 障がい者の作った製品の販路拡大等の支援

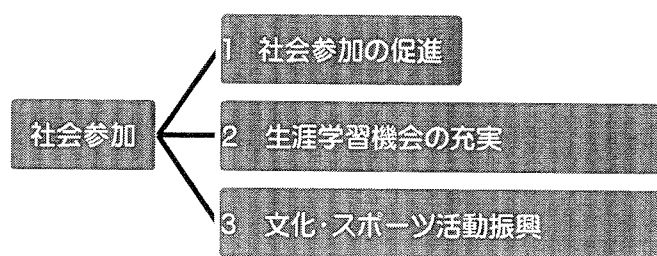
- 障害者優先調達推進法（2013（平成 25）年度より施行）に基づく障がい者就労施設等からの物品調達の促進に努めます。

■就労支援 おもな取組■

相談体制の充実	障害者自立支援協議会活動の推進（就労支援専門部会での情報共有）
就労支援事業	就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）
情報提供の充実	就労制度、事業所情報等利用者が共有できる情報提供
事業主への雇用の啓発	障がい者雇用に関する制度、措置等についての広報・啓発、障害者雇用促進事業の周知及び実施
就労機会の創出	能力と特性に応じた就労機会の創出に繋がる支援・環境づくり
就労支援ネットワークづくり	障がい者就業生活支援センター、今金高等養護学校等との連携強化
関係機関・団体等との連携強化	福祉施設、地域活動支援センター、就労支援事業所、自立支援協議会等との連携強化、道南地域農福連携連絡会議の連携

V 社会参加

■□ 施策の方向 □■



【現状と課題】

- 障がい者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行っています。
- 地域のグループホーム（共同生活援助）やサロン活動等の資源を活用して、障がいのある人の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりづくりを進めています。
- 障がいのある人が、地域社会の一員として、身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域でのきめ細かな支援体制をつくることが求められています。地域づくり活動、文化・スポーツ・サークル活動、当事者により自主的活動などが挙げられます。
- 講演会などにおいては、手話通訳者の派遣や活用などを含め、誰もが幅広く参加できるよう、支援が必要です。障がいに応じた意思疎通を支援しながら、障がいのある人との交流や、障がいのある人の社会参加を促進が必要です。
- 研修会等においても、手話通訳者や要約筆記者の派遣、資料の点字化等、誰もが参加しやすい場づくりが必要です。
- スポーツ等の活動は、障がいの有無を問わず一人ひとりの人生をより充実したものにするという要素を持っており、「リハビリテーション」「体力維持・増進並びに残存能力の維持」だけではなく、人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障がいのある方の自立と社会参加の促進にも大きな役割を果たしています。
- 生涯学習センター等で実施する文化活動において、視覚障がい者や聴覚障がい者でも参加しやすいよう、介助者の確保や提供資料の作成が必要です。また、車いす昇降機の設置、多目的トイレの整備がされており、障がい者や高齢者にも配慮された活動ができます。

【基本方針】

- 地域の構成員として障がいのある人がともに生活していることで、その生活の質的向上が図られるような地域として、社会参加の促進や情報提供を行います。
- 障がいや障がい者への理解を深めるため、地域の行事などの交流機会を通じて住民と障がい者の交流を促進します。
- パラリンピックをはじめ、世界共通の文化やスポーツがますます重要になってきていることから、社会教育活動との連携を強化し、障がい者のスポーツの普及・推進に取り組めるよう検討し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

1. 社会参加の促進

〈主要施策〉

(1) 社会参加事業

- 障害者地域活動支援センターのカフェの活用、地域のグループホーム（共同生活援助）等の施設の一般開放、サロン活動等の資源を活用して、障がい者の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりを強めます。
- 移動支援事業などの活用により、障がい者や障がい児の外出及び余暇活動等の社会参加を支援します。

(2) ボランティアとの連携

- 講演会などにおいては、手話通訳者の派遣や活用など、誰もが幅広く参加できるよう、支援を行って行きます。今後もこうした意思疎通を支援しながら、障がいのある人との交流や学習会、障がいのある方の社会参加を促進します。
- ボランティア団体や職域・学校及び観光介助士受講者等と連携し、車イスの操作や視覚障がい者の介助学習会を引き続き行います。
- 障がい当事者を講師等に迎えた、学習会の企画等を検討します。

(3) 障がい者団体への支援

- 障がい者団体・家族会・社会復帰学級・回復者クラブへの参加を促進し、それらの団体等への地域での自発的な活動へ支援を行います。

2. 生涯学習機会の充実

〈主要施策〉

(1) 生涯学習機会の充実

- 生涯学習の推進・情報提供の充実として、障がいがあっても誰もが参加しやすい講座、教室などの充実を図ります。一人でも多くの障がいのある方が生涯学習に取り組むことができるよう、町の広報等を利用し周知を図ります。気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を収集し提供します。
- 文化活動においては、視覚障がい者や聴覚障がい者向けに手話通訳者の派遣に加えて、読み聞かせ団体による録音教材の作成や点字資料等を作成します。

(2) 指導者の養成

- 多様な学習ニーズに対応するため、地域における文化・サークル活動などの生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

3. 文化・スポーツ活動の振興

〈主要施策〉

(1) 芸術・文化活動の振興

- 作品の発表や鑑賞する機会の提供に努め、障がい者の活動意欲の向上や、障がい者に対する町民の理解を促進します。

する町民の理解を促進します。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興・支援

- 障がい者スポーツ事業等への協力・参加支援、また社会福祉協議会や障がい者団体などが開催するスポーツ大会を支援し、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大と交流の促進に努めます。
- スポーツが人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障がい者の自立と社会参加の促進につながるよう充実を図ります。
- せたな町では、バリアフリーレジャーと地域づくり事業として、バリアフリービーチ（三本杉海水浴場）にスロープ設置、砂浜用車イス・水陸両用車イス等の設置、多目的トイレや専用シャワー室を整備し、青少年旅行村に一部バリアフリーケビンとして改修しました。さらに北檜山グリーンパーク（パークゴルフ場）も車イスでプレイできるよう利用を進めています。

■社会参加 おもな取組■

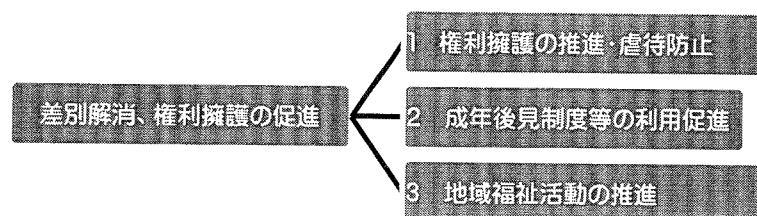
地域での交流事業の充実	町内会・地区団体・学校等と障がいのある人との交流促進
意見の反映	障がいのある人・団体等の意見のまちづくりへの反映
障がい者組織の活動促進	障がい者団体・関係団体等の連携と活動支援
充実のためのメニューづくり	交流や学習などの事業検討
文化活動の促進	文化活動参加への支援・社会教育事業との連携・図書館事業の活用
スポーツ活動の促進	障がい者スポーツの振興

第2章 施策の方向と主要施策

3 いきいきと共に暮らせる地域づくり

VI 差別解消、権利擁護の促進

■□ 施策の方向 □■



【現状と課題】

- 障がいのある人もない人も、共に暮らせる町をつくっていくためには、町民一人ひとりがノーマライゼーションの理念に基づき、障がいや障がい特性などを理解したうえで、障がいのある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取り組みを進めていく必要があります。
- 在宅の障がい者へのニーズ調査では、「障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをする(した)ことがあるか」を尋ねたところ、回答 27 人中「ある」3 人、「少しある」9 人、合わせて 12 人 (44. 4%) の方が、普段の生活の中で障がいがあることで、何らかの差別を受けたり、嫌な思いをすることがあると回答しています。町内においては、障がい者の生活の場の開設にあたって住民の反対があるといった事例はありませんが、引き続き、差別解消に向けた啓発・理解促進を図ることが求められます。
- 障害者差別解消法や合理的配慮という言葉、成年後見制度という仕組みについて、よく知らないという障がい者も多く、近年の制度改正や、障がいのある方の権利保障について、十分な情報を得られていない状況も明らかになっています。当事者のエンパワメントという観点からも、こうした制度や権利について、障がいのある方や家族等への周知促進や理解促進・差別解消研修会をとおり理解を図る必要があります。
- 障がいの有無に関わらず暮らしやすい社会づくりに向け、取り組みを継続することが求められます。LGBTなどを含む、性の多様性についても理解が必要です。根強い偏見や差別があり苦しんでいる人々がいます。こうした性的指向や性自認を理由とする差別をなくし、理解を深めることが必要です。
- 2011 (平成 23) 年 6 月に「障害者虐待防止法」が成立し、障がいのある方への虐待防止に向けた、町民への幅広い周知や、事案が発生した場合の具体的な救済、保護のための体制整備を行っています。保健福祉課内に「高齢者・障害者虐待防止センター」を設置し、24 時間緊急対応を実施しています。障がい者関係の通報は警察からが多くなっています。虐待防止に関する事業所指導や広報の充実が必要です。
- 障害者差別解消法の成立等により、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的な一切のことがらである社会的障壁を除去、軽減するための

合理的配慮について、特に行政サービスにおいては取り組みを充実させることが求められています。

○公的な手続きや情報提供、意思疎通において、障がいのある人が排除されないよう、障がいに応じた配慮を追求するとともに、社会のあらゆる場で合理的配慮の取り組みが促進されるよう、働きかけを進める必要があります。

○障がいのある方が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域でのきめ細かな支援体制をつくることが求められています。

○地域では障がいのある人の生活を、住民同士の支え合いや助け合いにより支援していくため、障がい者団体、家族会等が活動しており、交流や活動、情報交換の機会を通じて、障がいのある方やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。

○せたな町では、共同生活援助（グループホーム）の新設等において、地域の理解を十分に得られないことはありませんでしたが、地域における理解促進の取り組みを進めるとともに、共生社会の理念について、広く周知を図ることが求められます。

○地域活動支援センターのカフェの利用や共同生活援助（グループホーム）の見学会を通し、役割や利用される障がい者について理解を深めたいという意見があがり、見学やイベントの共催等が行われています。

○民生委員・児童委員を中心による、発達障がいについての理解を深めるための、研修会の要望や、町内の学校での情報交換などの活動が図られ、障がい児や、その保護者などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合いの活動が行なわれています。

【基本方針】

○人権問題に関する研修や、人権に対する町民の理解を深めるための研修会等を開催し、さらには人権に関する啓発活動を進めます。

○障害者差別解消法の施行を受け、職員に求められる障がいを理由とした差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、合理的配慮の具体例などを周知するための職員研修を実施するとともに、職員による障がいを理由とした差別があった際に、適切に対応するための町民向け苦情相談窓口を設置します。

○講演会などにおいては、主催者の要請により手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点字点訳の活用など、誰もが幅広く参加できるよう、支援を行っています。今後もこうした意思疎通を支援しながら、障がい者との交流や、障がい者の社会参加を促進します。

1. 権利擁護の推進・虐待防止

〈主要施策〉

(1) 人権意識の高揚

- 広く町民の人権に関する意識を高めるために、さまざまな人権問題をテーマにした町民対象の研修会を実施します。
- 職員研修を通じて人権意識のさらなる高揚を図り、さまざまな人権問題への理解の促進、人

権を尊重する職員の育成に努めます。特に、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がい者支援の理念や合理的配慮に関する研修に取り組みます。職員対象の研修の企画に加え、庁外で実施されている研修等についても参加に努めます。

- 町民、行政がそれぞれ役割を分担し、一体となって人権意識の高揚を図ります。

(2) 人権啓発事業の充実

- 関係機関との連携協力体制を維持しながら、人権啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な人権啓発方法を検討し、実施します。また、12月の人権週間にあわせ、人権に関する講演会などの取り組みを実施します。

(3) 差別解消の推進

- 事業所向けの差別解消法ガイドラインの作成等、差別解消法に関する啓発・周知を図ります。
- 不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の問題について、相談・支援の体制整備を行うとともに、問題解決に向けた取り組みの方向性について、障害者地域自立支援協議会を中心に検討を進めます。

(4) 福祉教育の推進

- 各学校で実施されている交流事業を通じ、障がいに関する理解を深めます。
- 障がいや障がいのある人への理解の促進に向けて、広報や町ホームページなどの活用、人権に関する職員や町民向けの研修などを通じて啓発を行います。また、各種関係団体などと協働で、町民への意識の浸透を図ります。

(5) 虐待の防止

- 障がい者虐待の防止等に関する指導や町民向けに広報による周知を図ります。また、保健福祉課において24時間対応で通報等を受け付ける体制を継続し、関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期救済に取り組みます。

■おもな取組■

福祉教育・福祉学習の推進	学校教育・社会教育事業での福祉・ボランティア教育の推進
障がい者への虐待防止	虐待防止に向けた啓発と相談等の推進

2. 成年後見制度等の利用促進

〈主要施策〉

(1) 成年後見制度・権利擁護の普及・啓発

- 当町でも、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き」後のケースも増えてきています。成年後見制度・権利擁護の町民への認知度は上がりつつあるものの、未だ充分とは言えません。当町では、成年後見制度・権利擁護に関する研修会を開催し、町民や関係機関への周知や情報提供及び普及啓発を行っていきます。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- その人らしい生活を守るための制度として、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして「中核機関」「協議会」「チーム」を構成要素とする権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

- この地域連携ネットワークにおいては、ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、イ) 早期における相談・支援体制の整備、ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築という、3つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止効果にも配慮しつつ体制の構築に努めます。

【具体的な施策等の方針】

①中核機関の設置

成年後見制度利用促進の中核となる機関を設置します。相談対応、チームの支援、協議会の事務局、家庭裁判所との連携、受任者調整等の支援などを、関係機関と連携し行います。

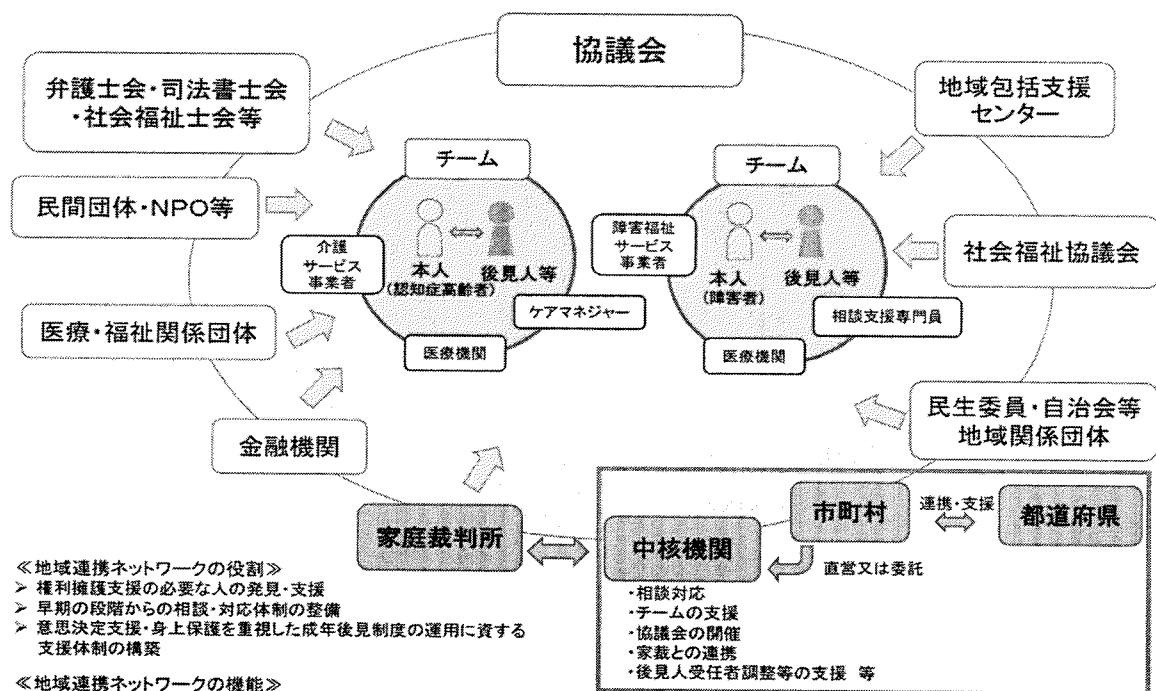
②成年後見制度の利用促進に関する協議会の設置・開催

成年後見制度の利用促進に関する「協議会」を設置し、司法との連携を図りつつ、権利擁護における地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議を行います。

③利用者と後見人を支える「チーム」による対応

チームとは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを言います。成年後見人等に加え、地域の関係者や親族、福祉・医療・司法専門職等、個別の課題に応じたメンバーで構成されます。協議会はチームへの適切なバックアップ体制を整備し、中核機関は必要に応じ、チームの形成や活動を支援します。

■地域連携ネットワークのイメージ■



(3) 権利擁護人材の育成

- 現在当町においては、成年後見人等を受任することができる親族・市民後見人・弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門職の中において、専門職の受任が大多数を占めています。一方、成年後見人等を担うことができる専門職の数は限られており、今後、成年後見制度のニーズが増大するに伴い、担い手不足が重要な課題となることが予想されます。今後は、市民後見人の養成や親族後見人の支援に取り組み、担い手不足の解消につなげていきます。

(4) 成年後見制度の利用促進

● ①利用者への助成

当町では、成年後見制度利用支援事業を実施しており、費用を負担することが困難な方でも成年後見制度を利用することができるよう、申立てに掛かる費用や後見人等への報酬を助成しています。引き続き当該事業の周知を進めるほか、必要に応じ運用の見直しを実施します。

● ②町長申立の実施

全国的にも当町においても、近年は法定後見開始審判の申立に占める市町村長申立の件数が増加しております。要因としては、独居や親族からの支援が受けられない障がい者が増えていることが考えられます。また権利擁護の対象となる方の多くは、自分で窓口へ相談に来ることが困難であるため、町として把握できていない潜在的なニーズも大きいことが推測されます。引き続き、必要な方を制度につなげることができるよう、関係機関へ情報提供等の協力を呼びかけるほか、町長申立の実施並びに本人及び親族申立の支援を行います。

■おもな取組■

日常生活自立支援事業の促進	日常生活自立支援事業の促進
成年後見制度利用支援事業	町長申立に係る費用助成や後見人への報酬費用助成等の成年後見制度利用支援事業の利用推進
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	成年後見制度の中核機関の設置・協議会の開催・「チーム」での支援
成年後見制度・権利擁護の普及・啓発	成年後見制度・権利擁護に関する研修会開催等の町民・関係機関への周知

3. 地域福祉活動の推進

〈主要施策〉

(1) 福祉活動の推進

- 高齢者・障がい者・子ども等を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、ボランティアなどの自主的な活動を促進します。
- 社会福祉協議会などの関係機関・団体やNPO法人などの活動団体との連携を強化し、町民の福祉活動を多角的に推進します。
- 社会参加により、障がいのある人となない人との交流を促進するとともに一方で、ボランティ

ア活動に参加することに関わる人が、その活動により充実感や生きがいを感じられることに留意して、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進します。

- 地域が自発的に取り組む小地域ネットワーク活動などの福祉活動や、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

(2)交流機会の拡充

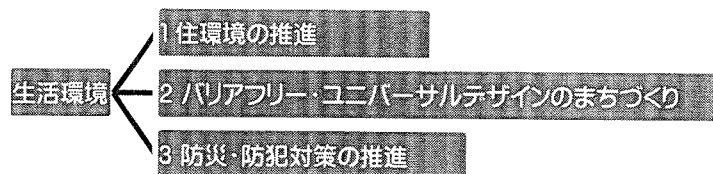
- 障がいのある人と町民が共に参加する活動やスポーツ活動など、地域の特色を行かした交流機会の拡充に努めます。
- 広く町民を対象とした各種行事が、障がい者も参加することを前提に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。
- 地域の共同生活援助（グループホーム）や地域活動支援センターのカフェなどのサロン活動等の資源を活用して、障がい者の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりづくりを進めます。

■おもな取組■

人材・組織の育成	ボランティア養成講座等ボランティア人材の育成
	町内会・地区団体活動の推進
	NPO 等町民主体の組織づくりの促進
	小地域ネットワーク活動の促進
	民生委員・児童委員協議会活動の促進
	身体障害者相談員・知的障害者相談員活動への支援
ネットワークづくりの推進	関係機関・団体等のネットワーク形成
	社会福祉協議会ボランティア育成活動の充実
地域での交流事業の充実	町内会・地区団体・学校等と障がい者との交流促進

VII 生活環境

■□ 施策の方向 □■



バリアフリー

高齢者や障がい者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障壁がなく、動きやすい環境をいいます。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障がい者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことを指します。

避難行動要支援者

災害時に1人で避難が難しい住民のことであり、町では要支援者の範囲を以下のように定めています。町に居住する、居宅で生活している身体障がい者（1級、2級）、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者（療育A、B）、精神障がい者（1級）、介護保険で要支援1以上の認定を受けた人、指定難病患者（特定疾病または小児慢性特定疾病医療受給者）、その他災害時に避難に支援が必要と町長が認めた者としています。

【現状と課題】

- 「北海道福祉のまちづくり条例」や国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などの法整備が進んでおり、積雪や寒冷など北海道の地域特性などを踏まえ、今後も誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを促進し、住まいや公共施設、交通機関、歩行空間など、生活に密着したバリアフリー化を進めて行く必要があります。
- 行政はもとより町民や関係機関が連携、協力を図りながら、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、高齢者や障がいのある方をはじめ、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みを進める必要があります。

【基本方針】

- 障がい者も含め、すべての人が使いやすく、安全で快適に生活できるよう、生活環境の整備を推進します。
- 誰もが快適に観光やレジャーが楽しめるよう、観光施設や公共施設等のバリアフリー化に取り組み、情報発信に努めます。

1. 住環境の推進

〈主要施策〉

(1) 提供サービスの推進

- 在宅高齢者及び障がい者が、生涯にわたり住み慣れた地域で健やかに生活できるよう、保健・医療・福祉サービス事業を推進するため「健康で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、関連機関と連携しながら、整備・改修を進めます。住環境については、緊急通報・移送・入浴・除雪についてがあります。

(2) 公営住宅の整備・住宅改修助成の促進

- 公営住宅については「町営住宅等整備基準を定める条例」に基づき、必要に応じてスロープ

等設置し、今後も計画的なバリアフリー化を進めています。

- 屋内の移動に支援が必要な障がいのある方に対し、居宅の段差解消やスロープの設置工事などのため、住宅改修助成を行います。（介護保険サービス及び日常生活用具住宅改修費）

(3) 住宅政策の推進・共同生活援助（グループホーム）の整備

- 自立に向けた一人暮らしの等の体験や訓練に向けた住宅確保や、民間も含めた幅広い住宅政策に取り組みます。
- サービス付高齢者住宅や生活支援ハウスを含め、障がいのある人の住まいの確保にむけ、民間事業者と連携し、取り組みを進めます。
- 地域生活への移行が進められる中、障がい者の自立した生活が可能となるよう、今後も計画的に共同生活援助（グループホーム）の整備を支援します。

■おもな取組■

町営住宅の整備	計画的バリアフリー化の推進
住宅改修の促進	介護保険サービスとの連携による住宅改修の促進 日常生活用具（住宅改修費）による居宅生活動作補助用具の利用促進
地域生活支援拠点の整備	関係機関等のネットワーク形成 緊急時に備えた入居受入先等の町内及び広域的連携
グループホーム入居者への家賃助成	特定障害者特別給付

2. バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

〈主要施策〉

(1) 住まいの整備

- 「町営住宅等長寿命化計画」内の基本方針においても、障がい者や高齢者に配慮した、ユニバーサルデザインの考え方を基本にしており、福祉部門との連携により、町営住宅等の整備・維持管理を進めます。

(2) グループホームを拠点とした施策の推進

- 障がい者が地域での自立生活を推進するため、日常生活を営む上で必要な支援機能を備えた、安心して暮らせるグループホームの運営を目指します。
- 平成25年「グループホームのぞみ」、平成29年「グループホームすみれ」の開設により、障がい者の生活拠点となる「住まい」を確保でき、町内福祉サービス事業所の利用者が増えています。また、障がい者に関わる人や事業所が増えてきたことにより、就労や地域活動の中で交流の機会が充実し、障がい者への理解が少しずつ深まってきているなど、グループホームの開設による波及効果が表れてきていることから、今後もグループホームを活用していきながら、地域生活支援拠点として機能を図っていきます。

(3) 福祉のまちづくりの推進

- 障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するた

め、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、道路、駐車場等が利用しやすいものとなるよう、設置に努めます。

(4) ユニバーサルデザインの促進

- バリアフリー住宅などの建物やサービス等について、誰もが利用しやすいデザイン化(企画・設計・計画)を進めるための情報提供や普及啓発に努めます。

(5) 外出・移動・交通機関等のバリアフリーの推進

- 町内で対応が難しい専門的医療機関の受診のため長距離通院について、安心安全な利用ができるよう、輸送手段確保に努めます。
- 交通事業者と連携し、運転手等職員に対する障がい者の理解促進研修や介助学習会など実施します。
- デマンド運行により、自宅近くまでの移送により、個別の乗車の利便性が図られます。

■おもな取組■

公共施設等のバリアフリー化	公共施設等のバリアフリー化促進
	道路環境等の整備(段差解消、歩道等整備、障害物等の除去・移設、誘導ブロック等)
	案内表示の整備
ユニバーサルデザインの普及	新たに整備する公共施設や既存施設等へのユニバーサルデザインの導入
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関のバリアフリー化に向けた事業者への要請等
環境情報等の提供	町広報誌・ホームページによる情報提供 北海道情報誌・ウェブサイトを活用した情報提供
バリアフリーレジャー事業	観光施設等のバリアフリー化(施設改修・整備等)人材育成研修(地域サポーター養成研修会)
広域的連携	檜山振興局・檜山管内各町との連携(情報提供・事業推進)

3. 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

- せたな町地域防災計画における災害予防計画として、「避難行動要支援者対策計画」では、高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の安全を確保しています。また、平常時より実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めています。
- 振り込め詐欺や、悪質商法の横行により、高齢者や障がい者が強引な訪問販売や巧みな電話勧誘により、高額な商品を購入させられるなどの被害が後を絶ちません。引き続き、関係機関による取り締まりや、被害に合わないための啓発活動の強化が求められています。

【基本方針】

- 各課連携のもと避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行い情報の適切な管理に努めます。

○広報、町ホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。また、民生委員・児童委員や地域住民の理解を得ながら、災害時における障がい者の支援ネットワークづくりの推進に努め、一層の防災意識の向上へとつなげます。

〈主要施策〉

(1) 災害時への安全対策・防災体制等の整備促進

- 避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行い情報の適切な管理に努めます。
- 一人暮らしで自力避難が困難な障がい者、難聴や重度の言語機能障がい者等に対し、緊急時の防災放送での情報入手・通報などの避難情報の伝達体制の充実に努めます。
- 呼吸器や在宅酸素などの電源の必要な医療的ケアの必要な人、定期的な人工透析治療が欠かせない人への防災機材確保や医療の確保に努めます。

(2) 福祉避難所の指定促進等

- 災害時に障がい者等に配慮した、福祉避難所の指定を促進し、避難した際の障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、取り組みを促進します。
- 心身の状況に配慮が必要な人に対応した、避難所を確保できるように、福祉施設や医療機関との連携を強めます。

(3) 防犯対策等の推進

- 障がいのため判断能力が不十分な人などが、犯罪被害に遭わないよう、警察や町民など関係機関と連携し、地域ぐるみで防犯対策等の推進に努めます。

(4) 消費者被害

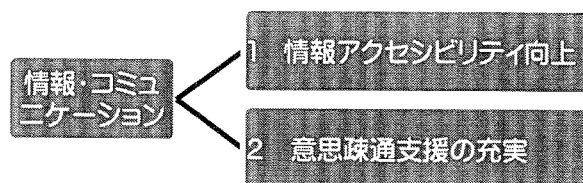
- 障がい者等への防犯知識の周知徹底や悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、防犯活動の充実に図り、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを強化します。
- 高齢者や障がい者が、強引な訪問販売や巧みな電話勧誘等による振り込め詐欺により、高額な商品を購入させられるなどの被害があった場合の相談対処や関係機関による取り締まりを行います。

■おもな取組■

避難行動要支援者の情報把握	避難行動要支援者名簿の適切な管理と関係団体等との連携強化
地域支援体制の整備	緊急時・災害時の情報伝達体制・避難体制の整備 防災訓練の検討
防災知識の普及	各種広報媒体を通じた防災知識の普及
防災設備・資機材等の整備	情報通信設備等の整備(緊急通報システム等)
防犯対策	関係機関・団体等との連携強化 防犯組織の活動促進と地域防犯体制の整備促進
避難道路・福祉避難所の整備	避難道路の整備促進、福祉避難所の整備充実
交通安全対策	関係機関・団体等との連携強化、交通安全組織の活動促進
冬期生活の安全確保(除雪対策)	除雪の充実、除雪ボランティアの確保と活動支援

VIII 情報・コミュニケーション

■□ 施策の方向 □■



アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

【現状と課題】

○障がいの有無に関わらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できる様にするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、概念等の社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要です。そのためには、的確でわかりやすい情報アクセシビリティを心がけ、社会参加へつなげていくことが課題です。

【基本方針】

- 障がい者への移動の支援や情報提供を行う場合など、様々な場合でアクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術の利活用について検討します。障がいのある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入します。
- 情報の入手が障がいの程度や種類に関係なく、正確かつ早くできる体制を整備します。

1. 情報アクセシビリティ向上

〈主要施策〉

(1) 行政サービスにおける合理的配慮の追求

- 行政サービスの提供において、障がい者の権利を制限する社会的障壁の除去及び軽減するため、必要かつ合理的な配慮ができるよう取り組みます。
- 役場窓口においてはローカウンターを設置しています。職員に求められる合理的配慮の考え方や、具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。
- 障がいを理由として、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を追求していきます。選挙や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置等、障がい特性に応じた手続き・情報利用が可能となるような取り組みを引き続き推進します。

2. 意思疎通支援の充実

〈主要施策〉

(1) 情報バリアフリーの推進

- 広報や町ホームページの作成時に文字の大きさやフォント、色彩などに配慮し、障がいのある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供を心がけ、情報アクセシビリティの充実に努めます。
- 行事などに手話通訳ボランティアを活用できる体制を整備します。
- 意思疎通支援の充実を図るため、今後も社会福祉協議会や情報センター・生涯学習センターなどと連携しながら、手話通訳をはじめ、朗読、要約筆記などの各種ボランティアの育成・支援に努めます。
- 独居の聴覚障がい者とのFAXやメール等での安否確認や連絡体制づくりについて検討していきます。

■おもな取組■

コミュニケーション手段の支援	意思疎通に支援を必要とする人への日常生活用具の給付 地域におけるコミュニケーションツールの拡充
手話研修会等の開催	手話習得機会の提供(一般成人向け・町内小学生等)

第 3 部 第 6 期せたな町障がい福祉計画

・第 2 期せたな町障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的な考え方

1 計画の基本的理念と基本的な考え方

国の示す、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念及び障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方は、以下について盛り込まれています。

（１）障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念（国）

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 障がい福祉人材の確保
- 障がい者の社会参加を支える取組

（２）障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方（国）

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備と機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 依存症対策の推進

上記を踏まえ、市町村の策定する、市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、以下について策定します。

（３）市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の内容

- 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

2 国の基本指針の見直しのおもなポイントと成果目標の項目

令和2年5月19日に、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が発出されました。指針には、今般の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ市町村及び都道府県の計画策定にあたって留意すべき事項が定められています。

(1) 基本指針の見直しのおもなポイント

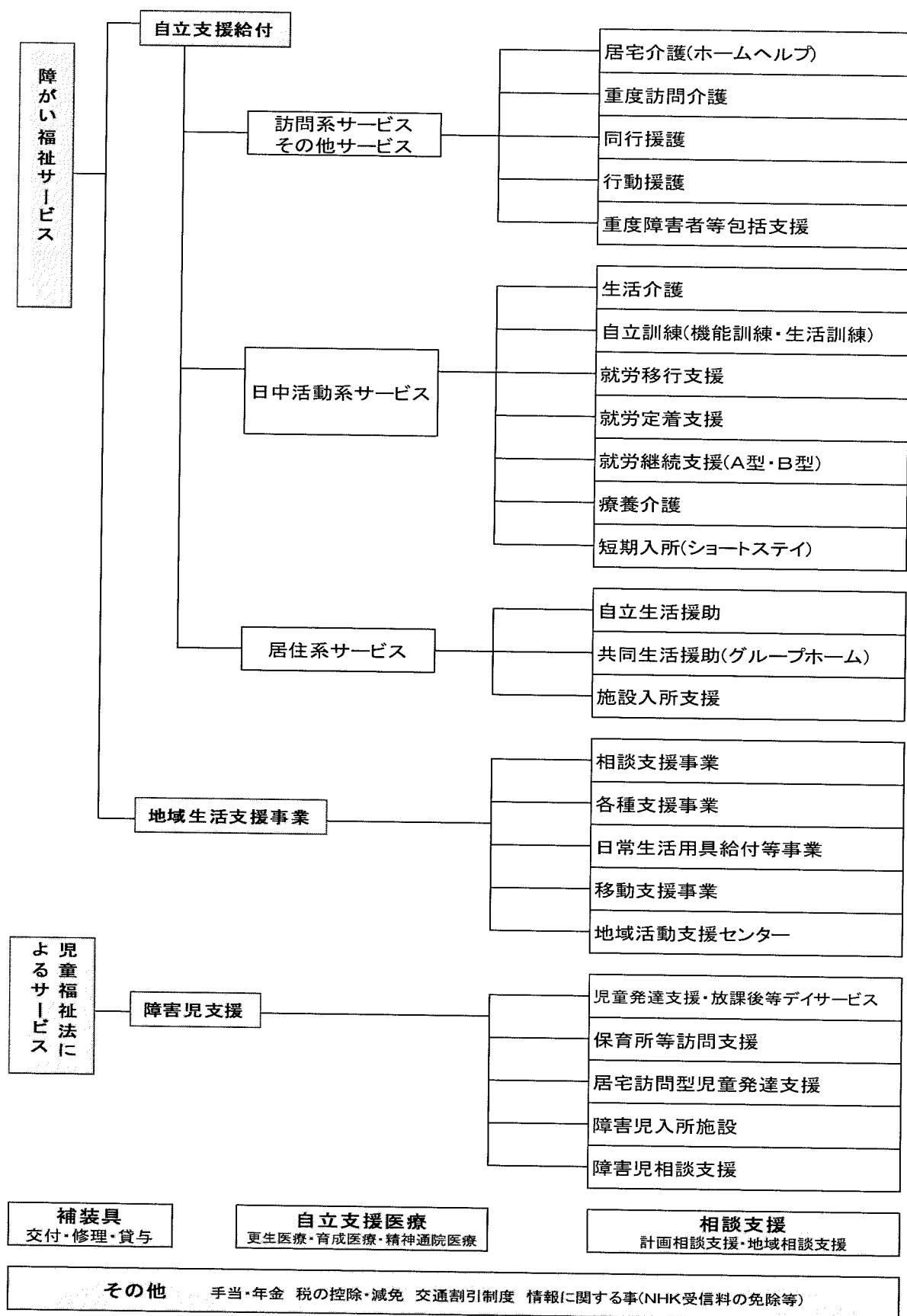
- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

(2) 成果目標の項目

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築
- 地域生活支援拠点等における機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新たな項目】

町の目標についての詳細は、第2章以降において示しています。

3 障がい福祉サービスのサービス体系



4 障がい福祉サービスの種類と内容

①訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	居宅での入浴や排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助などを行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する人に、居宅で長時間にわたる介護と外出時の移動支援などを総合的に提供する 最重度の障がい者（障害支援区分6）で医療機関に入院したもの
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、外出時における支援として、必要な視覚的情報の支援（代筆、代読を含む）、必要な移動の援護、必要とする援助を行う
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等で、介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス利用計画に基づいて、複数のサービスを包括的に提供する

②日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事の介護をしたり、創作活動や生産活動の機会の提供等を行う
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の機会を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行う A型（福祉工場などの雇atype）とB型（授産施設や作業所などの非雇atype）がある
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障がい者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて支援を実施する
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護と日常生活の世話を行う
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う

③居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、一人暮らしを希望した場合、居宅を定期的に訪問し ・食事・洗濯・掃除などに課題はないか ・公共料金や家賃に滞納はないか ・体調に変化はないか、通院しているか ・地域住民との関係は良好か などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整をおこなう
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者に対し、主に夜間、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行う
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

④相談支援

サービスの種類	サービス内容
相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整などを行う
	障がい福祉サービスの支給決定を受けたが、自らサービス利用の調整が困難な人に対し、サービスを適切に利用できるようサービス利用計画を作成し、サービス利用の調整等を行う

⑤障害児支援サービス

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です
医療型児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことと併せて、治療を行うサービスです。複数の障がいに対応できるよう、一元化されています
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います
保育所等訪問支援	障がい児が、それ以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びに環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものです 支援には、訪問支援員が当たります

居宅訪問型児童発達支援	従来ある児童発達支援や放課後等デイサービスと同様のサービスを「在宅」でも受けることができる制度です。外出が困難で重度の障がい児に利用が限定されています
福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護し日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です
医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護し日常生活を行うとともに治療を行うサービスです 複数の障がいに対応できるよう、一元化されています
障害児相談支援	障がい児が、障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行う

⑥相談支援事業

サービスの種類	サービス内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止とその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業
地域自立支援協議会	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じ、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議組織で、市町村による設置が定められおり、この組織では、支援が難しい事例への対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行う

⑦各種支援事業

サービスの種類	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	支援者及び地域住民等の障がい者理解を深めるための取り組みを行う
自発的活動支援事業	障がい者等が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取り組みを支援する
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者を保護するための取り組みを行う
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見制度に関する基本的事項や活用事例を学ぶための取り組みを行う
手話奉仕員養成研修事業	手話の基本や実践を学び、奉仕員を養成するための取り組みを行う
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通をはかることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行い、円滑な意思疎通を支援する

⑧日常生活用具給付等事業

サービスの種類	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子等の用具を給付する
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付する
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者等の在宅療養を支援するための用具を支給する
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付する
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品を給付する
居宅生活動作補助用具	介護保険の対象とならない人で、下肢、体幹などに移動機能障がいを持つ人（身体障害者手帳３級以上）を対象に、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、洋式便器等の取り替えなど、小規模な住宅改修費を支給する

⑨移動支援事業

サービスの種類	サービス内容
移動支援事業	自分の力での外出等に支障のある障がい者を対象に、地域活動支援センターや就労施設の利用のための外出時に送迎を行う

⑩地域活動支援センター

サービスの種類	サービス内容
地域活動支援センター	障がい者の地域活動を促進することを目的に、地域で生活する障がい者等に対して、定期的通所による創作活動、自立生活のための情報交換などの事業を行っている

⑪日中一時支援事業

サービスの種類	サービス内容
日中一時支援事業	日中において、障がい者の介護者が病気等の理由により、家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り、活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います

第2章

数値目標と障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1 令和5年度までに達成をめざす数値目標

第6期計画では、第5期計画の基本指針や実績等を踏まえ、障がいのある人の地域生活移行や就労支援を継続した目標として設定し、令和5年度を最終目標年度として設定することとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

- 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

[数値目標の設定]

項目	数値	考え方
入所者数(人)(A)	40人	令和2年3月31日の施設入所者数
目標年度(R5年度)の地域生活移行者数(人)	2人	(A)のうち、令和5年度末において6%以上(※仮設定)の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
目標年度の(R5年度)の減少見込数(人)	3人	令和5年度末の施設入所者数が、(A)の施設入所者から1.6%以上減少することを基本として、(A)の施設入所者から1.6%以上減少することを基本とする。(継続入所者の数を除いて設定する。)

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

- 令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する
- 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、地域の実態等を踏まえつつ、それぞれ目標値を設定する。

【数値目標の設定】

①一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数(人)	0人	令和元年度において就労移行支援を通じ、一般就労した者の数
目標年度(R5年度)の年間一般就労移行者数(人)	2人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数 特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定

②就労移行支援事業所の一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度の移行実績(人)	0人	令和元年度の一般就労への移行実績
目標年度(令和5年度)の移行実績(人)	2人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。(B)から2割以上の増加を基本とする

③就労継続支援A型事業所の一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度の移行実績(人)	0人	令和元年度の一般就労への移行実績
目標年度(令和5年度)の移行実績(人)	0人	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

せたな町では、指定特定相談支援事業所、地域活動支援センター、障害者グループホームを活用しながら面的整備型の提供体制を行います。せたな町の実情にあった体制整備について、検証と検討を引き続き行っていきます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(単独での設置が困難な場合、圏域での設置も可能)
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。(単独での設置が困難な場合、圏域での設置も可能)
- 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校の連携強化を図り難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(単独での設置が困難な場合、圏域での設置も可能)

[数値目標の設定]

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項目	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込	考え方
ア 児童発達支援事業所	1箇所	1箇所	1箇所	確保予定の事業所数
イ 放課後等デイサービス	1箇所	1箇所	1箇所	

②医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項目	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込	考え方
協議の場の設置	1箇所	1箇所	1箇所	
コーディネーター の配置人数	1人	1人	1人	市町村におけるコーディネーター の必要人数

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

- 令和5年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点)
- 令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

せたな町内には、精神科病床はないため、引き続き近隣の精神科医療機関等と連携をはかりながら、保健所を含む保健部門も参加の上、地域包括的な協議を実施します。

（６）相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

○令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保することを基本とする。

せたな町では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保として、引き続き、町内や町内在住のケースを受け持つ相談支援事業者に対し、サービス等利用計画等における指導・助言を実施します。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

○令和５年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

せたな町では、町内の障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者と協力の上、各種研修の活用をはかったり、障がい福祉サービス従事者への説明会や従事者間の情報交換等を実施します。

（８）発達障がい者に対する支援

せたな町では、発達障がい者の支援について、北海道発達障害者支援センター（あおいそら）等と連携をはかりながら、発達障がい者や発達障がい児及びその家族の支援を行います。

悩みを持つ保護者等の支援のため、ペアレントプログラム等の支援プログラム受講者を配置します。

2 訪問系サービス

■ ■ 現 状 ■ ■

訪問系サービスでは、居宅介護（ホームヘルプサービス）が中心となっています。経年比較すると、利用者は多少入れ替わりながら同人数程度で推移しています。全体利用時間の実績は、以前より減少していますが、全体の高齢化にともない、頻回に支援の必要な人が介護保険サービスや入院に移行しているため利用時間は短くなってきています。

■ ■ 見込量 ■ ■

居宅介護を含めた訪問系サービスについては、病院や施設を退院または退所した人の利用も見込んでおりますが、高齢の障がい者の介護保険制度への移行も予測されます。そのため、第6期計画では下表のとおり令和3年度以降の利用者を1月当たり7人とし、多少対象者の入れ替わりがありながら、同数で推移すると見込みました。

サービス項目	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	10	9	8	7	7	7
重度訪問介護	時間/月	178	155	90	100	100	100
同行援護							
行動援護	一人当利用時間	17.2	17.2	8.9	14.3	14.3	14.3
重度障害者等包括支援							

年度末(3月分)データで比較

■ ■ 見込量確保の方策 ■ ■

- 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、必要なサービス量に対応できるよう、町内のサービス提供事業所のサービス提供体制の調整を図っていきます。
- 施設入所から居宅介護サービスへ移行する利用者が一人暮らしを希望する場合、円滑な地域生活を送れるよう、定期的な巡回訪問や随時の相談対応が行えるよう充実を図ります。
- 障がいのある人へ支援方法についての情報提供や研修会を行い、相談支援職やヘルパーの介護技術の向上を支援していきます。

3 日中活動系サービス

■ ■ 現 状 ■ ■

- 医療と常時介護の必要な人に対する療養介護では、同利用者による利用継続により推移しています。せたな町内には療養介護施設がないため、八雲町にあった療養介護事業所の閉鎖に伴い、現状では札幌市と函館市の事業所の利用となっています。
- 施設内で行われる生活介護については、年々減少しておりましたが、近年は実績に大きな変化がなく40人程度で推移しております。せたな町内には、生活介護事業所がなく、近隣では今金町、他に函館市、北斗市、伊達市等の施設において利用者している人がいます。

- 自立訓練については近隣に提供できる事業所がないこともあり、利用ニーズがなく実績はゼロとなっています。
- 函館市の事業所において、就労移行支援の利用実績が若干名の利用がある現状です。
- 就労継続支援について、一般と同様に雇用契約を結んで就労するA型は、乙部町に事業所があり、利用実績と一般雇用に移行している利用者もいます。また、訓練・リハビリを目的としたB型は、町内に提供できる事業所があることから利用実績に年々伸びがみられ、地域の障がい者就労の拠点となっています。
- 短期入所利用者については、今まで利用実績がないこともありましたが、家族や家庭の事情等により利用の希望があります。

■見込量■

- 施設入所者が少しでも地域生活に移行できることを想定しておりますが、施設入所し高齢となった障がい者の介護量が増えることも考慮すると、生活介護サービスの利用は現状と同程度の40人で推移すると見込みました。
- 就労系サービスについては、就労継続支援B型の利用者が増加傾向にあることや、一般就労を目指している利用者が増えていることから、就労移行支援と就労定着支援（いずれも町外事業所利用）が、若干名の利用があると見込みました。
就労継続支援B型の利用者についても、せたな町その他、今金町、江差町等にも利用者がいます。今後は、更に町内での利用者が増えると予測しました。下表には含まれていませんが、町内の就労継続支援B型事業所には、道南の他市町村からの利用があり、それぞれの事業所の特色を活かした活動が注目されています。

サービス項目	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	8	8	8	8	8	8
生活介護	人	40	40	40	40	40	40
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	0	1	1	1	1	1
就労継続支援（A型）	人	2	2	1	1	1	1
就労継続支援（B型）	人	37	39	38	40	41	41
就労定着支援	人	0	0	0	1	1	1
短期入所	人	0	1	1	1	1	1

年度末(3月分)データで比較

■見込量確保の方策■

- 療養介護については、専門的医療との連携が必要ですので、今後も同様に独立行政法人国立病院機構北海道医療センター、札幌あゆみの園等の継続利用を支援していきます。
- 入所施設で行う生活介護サービスについては、町内では実施しておりませんが、町外にある

提供施設と連携を取りながら、日中に介護や有意義な活動ができ、サービスが円滑に提供されるよう進めていきます。

- 自立訓練については、サービスの必要に応じ関係機関と連携し、サービスが提供できる事業所等の情報を利用希望者提供し調整を図っていきます。
- 就労系サービスについては、就労継続支援B型の利用者を中心に増加しており、就労事業所や高等養護学校等との連携を図りながら、様々なネットワークを活用して、障がいのある人の就労場所の確保にも努めます。
- 就労定着支援については、就労移行支援から一般就労へ移行した障がい者が、就労定着できるため、企業や関係機関と協議し利用希望者に対応していけるよう、提供事業所とともに検討していきます。さらに高等養護学校等との連携や情報交換を密にし、地域でのネットワーク拡大に努めます。
- 短期入所については、提供事業所等と連携をはかり、障がい者や家族のニーズに対応していきます。

4 居住系サービス

■ 現 状 ■

- 共同生活援助（グループホーム）の利用実績は、町内外の利用があります。町外では、通所する日中活動系サービス（主に就労継続支援B型）の利用先や就労先の市町村で入居されています。
- 施設入所者に対する介護として施設入所支援が行われます。数年は実績が40人程度で推移しており大きな変化はありませんが、少しずつ減少傾向です。せたな町内には、実施する障害者支援施設がなく、近隣では今金町、他に函館市、北斗市、伊達市等の施設において利用している人がいます。

■ 見込量 ■

- 共同生活援助（グループホーム）については、就労系サービス同様に利用者の伸びがみられ、町内では、令和3年度に町内でグループホーム新設予定があり、下表のとおり増加すると見込みました。
- 施設入所支援は、町外の入所施設で行っております。多少の入所者の入れ替わりはありながら、グループホーム等の地域でのサービス利用の希望へ移行することを想定し、一定数で維持しながら増加しないと予測し、令和5年度には1月当たりの利用者を37人と見込みました。
- 自立生活援助については、計画期間内に対象者へ実施できるよう見込みました。

サービス項目	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	人	27	31	31	32	32	33
施設入所支援	人	39	39	39	40	39	37

年度末(3月分)データで比較

■見込量確保の方策■

- 障がいのある人を介護している家族の高齢化、居住系サービスの需要意向などを勘案しながら、グループホーム等の利用促進を図ります。
- 自立し一人暮らしに向けたサービスとして、居宅を定期的に訪問し、家事や生活管理の確認調整を行う自立生活援助等の整備促進に努めます。相談支援体制についても充実するよう努めます。

5 相談支援サービス

■現状■

「相談支援（サービス利用計画作成等）」は、障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画作成等の支援を指定相談支援事業者が提供するもので、以下の3つのサービスに分けられます。

1. 計画相談支援：「相談支援（サービス利用計画作成）」を拡充・強化したもので、対象者は障がい福祉サービス等を利用する障がいのあるすべての人・児童とし、サービス等利用計画（案）の作成、サービス事業者等との連絡調整、利用状況の検証と計画見直しといった支援を行います。
2. 地域移行支援：病院・施設等に入院・入所している障がいのある人を対象に、住居の確保、地域生活へ移行するための活動についての相談といった支援を行うものです。
3. 地域定着支援：居宅で単身か単身に近い状況で生活する障がいのある人を対象に、常時、連絡体制を確保する、緊急事態等での相談といった支援を行います。

■見込量■

サービス等利用計画の作成においては、今後も増加することが予測されます。また、施設・病院等から地域生活へ移行する方々が増加していくことも視野に入れ、上記のサービス内容にそって、令和5年度までの見込量を次のとおり設定します。

サービス項目	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援（障害児相談支援含）	実人/年	115	114	107	112	112	108
	人/月	15	16	17	18	18	17
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1
計画相談事業所	か所	1	2	2	2	2	2

人/月については、ひと月当たり利用者平均のデータで比較

6 障害児支援サービス

■ ■ 現 状 ■ ■

障害児通所支援では、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は、今金町と共同設置している、子ども発達支援センターきらきらクラブへの通所が中心となっています。

少子化の傾向は進む中でも利用希望者のニーズがあり、実績についても利用回数のばらつきはありますが、利用回数の確保が必要です。

■ ■ 見込量 ■ ■

児童発達支援の利用者は、今後も横ばいで維持すると予測されますが、放課後等デイサービスへの移行と整合性を図り、今後の利用者を下表のとおり見込みました。

また、障害児相談支援では、障がい児のケアプラン（障害児支援利用計画）の作成を今金町児童発達支援センターきらきらクラブに依頼しておりますが、他の通所利用施設利用者については、町の障がい者指定特定相談支援事業所においても計画作成を行います。

サービス項目	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	6	3	3	4	4	3
	利用延数/月	20	8	12	16	16	12
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	12	6	6	10	10	7
	利用延数/月	21	13	13	20	20	15
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人/年	18	9	9	14	14	10
	人/月	2	2	1	2	2	1

人/月については、ひと月当たり利用者数平均のデータで比較

7 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

■ ■ 現状と見込量 ■ ■

本町では、保健福祉課に社会福祉士を配置し、障害者手帳の手続きをはじめ障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、または障がい福祉サービスの利用支援などを行っています。

また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整のため、「せたな町高齢者・障害者虐待防止センター」を設置しており、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行っています。

地域自立支援協議会は、八雲保健所、檜山圏域障害者総合相談支援センター、町内にある障がい者団体・障がい者相談員、福祉サービス提供事業所を構成員として設置し、障がい者のさまざまな問題などについて協議を行っています。

地域自立支援協議会については、より重層的なものとなるよう、実務者・担当者レベルによる各分野の専門部会も設置しております。

障害者相談支援事業と地域自立支援協議会については、次のとおり見込みます。

サービス種別	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1

■ ■ 見込量確保の方策 ■ ■

- せたな町障がい者指定特定相談支援事業所を中心とした、障がい者に必要な相談体制の構築を図ります。
- せたな町障がい者地域自立支援協議会の機能を活用し、中立公平な相談支援事業の実施に努めます。
- 判断能力が不十分な障がい者の福祉サービス利用契約の締結等が適切に行なわれるよう、成年後見制度の利用を支援します。
- 地域自立支援協議会の下部組織である各分野の専門部会を定例で開催し、さまざまな課題やニーズを、社会資源の改善・開発に活かせるようや協議会に提案していきます。

(2) 各種支援事業

■ ■ 現状と見込量 ■ ■

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通をはかることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図る取り組みを進めます。

利用実績を勘案し、下表の事業等を実施しながら、継続した支援の充実を図っていきます。

サービス種別	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	件	1	0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実人	1	1	1	2	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	件	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	件	1	1	0	0	0	0
意思疎通支援事業	件	1	0	0	1	1	1

■ ■ 具体的な取り組み ■ ■

● 「理解促進研修・啓発事業」

支援者及び地域住民等の障がい者理解を深めることを目的とした研修会を実施していきます。

● 「自発的活動支援事業」

障がい者等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

● 「成年後見制度利用支援事業」

判断能力が不十分で日常生活を営む上で支障のある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の保護や権利擁護を図っていきます。

● 「成年後見制度法人後見支援事業」

法人後見制度に関する基本的事項や先進地での活用事例から学ぶ研修会等を実施します。

● 「手話奉仕員養成研修事業」

手話に興味のある方を対象に、手話の基本や実践を学ぶための研修会を実施し、奉仕員や活動者の養成に努めます。

● 「意思疎通支援事業（手話通訳派遣事業）」

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■ ■ 見込量確保の方策 ■ ■

- 障がい者に関する地域の方々の理解を深めるために、研修会等を継続して実施していきます。農福連携事業の取り組みを「理解促進研修・啓発事業」の中で、研修会を実施しています。今

後も一次産業の関係者や他部門の連携を強める、協議の場や一般就労につなげる調整の場として実施していけるよう取組んでいきます。

- 障がいと理由とする差別の解消をめざし、「理解促進研修・啓発事業」の中で、合理的配慮を学ぶ学習会の実施していけるよう取組んでいきます。
- 成年後見制度に関する研修会を積極的に実施していきます。
- 「手話奉仕員養成研修事業」では、当町での手話を身につける人材養成としての研修実施は困難になりました。そのため、手話や読話についての研修会は続けながらも、難聴者のための会話補助手段を学ぶための内容として取組んでいきます。
- 意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービスの周知に努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

■ 現状と見込量 ■

日常生活用具の給付については、下記の6つの用具を対象としています。その中で直腸機能に障がいのある人に利用されるストマ用装具などの排せつ管理支援用具が最も多く利用されております。第5期計画では必要量を下表のとおり見込みました。

サービス種別	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	2	1	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	3	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	件	282	296	290	290	284	284
居宅生活動作補助用具	件	0	0	1	1	1	1

■ 見込量確保の方策 ■

日常生活用具の給付を必要とする人や児童がサービスを利用できるよう、日常生活用具に関する情報の周知を図ります。

(4) 移動支援事業

■ 現状と見込量 ■

移動支援事業とは、障がい者及び障がい児が、自立した生活を営む上で欠かせないサービスです。

そのため、①身体障がい（身体障害者手帳1級の方で両上肢・下肢の障がい）、②知的障がい、③精神障がいの手帳所持者で移動困難な人や児を対象に、外出時の移動支援を行い、地域での自立生活や社会参加促進に寄与しています。これまでの利用実績を踏まえ、計画では次表とおり見込みました。

サービス種別	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実人	3	3	4	4	4	4
	延利用時間	61	176	240	240	240	240

■■見込量確保の方策■■

今後のサービス利用の需要動向を踏まえ、サービス提供事業所へ提供体制の拡充を促進します。

(5) 地域活動支援センター事業

■■現状と見込量■■

地域活動支援センターでは、障がい者の社会との交流を促進するために創作的活動や生産活動の機会と交流、日中活動の場を提供しています。

現在、町では「NPO法人せたな共同作業所ふれんど」に地域活動支援センター事業を委託しています。利用者の生産活動や交流により、利用者の訓練にもつながり、就労継続支援B型事業に結びつくような利用者の成長も見られますが、新規利用などの循環もあることから、計画では現在の利用人数に合わせ推移していくと予測し下表のとおり見込みました。

サービス種別	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	実利用数	7	7	8	8	8	8

■■見込量確保の方策■■

地域活動支援センターにおいては、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズにあったサービス提供体制の整備を促進します。

(6) 日中一時支援事業

■■現状と見込量■■

日中一時支援事業では、一時的に見守りが必要となる、障がい者及び障がい児に対し、日中における活動の場を確保する事業ですが、日常介護している家族等の一時的な負担軽減を図ることを目的としています。

現在、町では、障害者支援施設である「ひかりの里」に依頼していますが、利用実績は近年ありませんでした。障がい児の利用の希望があることから、登録事業者がふえるよう検討をしています。

サービス種別	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	か所	1	1	1	2	2	2
	実利用数	0	0	0	4	5	5

■見込量確保の方策■

日中一時支援事業においては、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズにあったサービス提供体制の整備を促進します。

8 その他障がい福祉事業

(1) 障がい児のケア体制についての取組み

■ 現状及び実施確保の方策見込量 ■

障がい児の、乳幼児からの支援として、入学・卒業・就業までの成長の中で、関係者間の途切れない支援調整が必要であり、家族だけでなく、保健・医療・障がい福祉、児童福祉・教育が支援連携と役割分担が必要となります。地域で障がいや発達の遅れをもつ支援の必要な児とその家族における、ケース協議及び地域課題や社会資源の改善等に取り組むために、地域自立支援協議会の中に「障がい児ケア専門部会」を設置し、定例で実施しております。

また「障がい児ケア専門部会」においては、医療ケア児等の支援協議の場としての役割を担っています。今後の支援体制整備と併せ、療育カルテを活用推進をはかっていきます。

障がい児の、乳幼児からの支援体制の整備としては、圏域の小児科等との医療機関や保健所等と広域的な協力をいただき実施体制の検討が必要です。

(2) 障害者優先調達法についての取組み

■ 現状及び実施確保の方策 ■

せたな町障害者優先調達推進法に係る物品等の調達に係る取扱方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会を確保しています。

今後も、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立促進に資するために物品等調達方針に沿って事業実施を行います。

(3) バリアフリー化の取組み

■ 現状及び実施確保の方策 ■

平成 28 年度より、「ひやまバリアフリーレジャーと地域づくりの相互連携事業」として、檜山振興局や他町との連携のもと実施し、令和 2 年現在は、振興局内で管内の協議会を設置しています。現在は、「ひやまバリアフリーレジャーと地域づくりの相互連事業」の取り組みを経験にして、施設のバリアフリーだけでなく、町内の商工観光施設の整備のアドバイス及び、心のバリアフリー等の取組の推進や研修会の実施を継続して行います。

(4) 共生型地域福祉の取組み

■ 現状及び実施確保の方策 ■

各部門や関係団体との連携を図り、日常的に障がいのある方々と地域住民（高齢者や子育て世代をふくむ）との共生による、支援体制づくりと活動拠点づくりについて推進していきます。体制づくりを通して緊急時や災害時にも共に支え合える取り組みを目指します。

■参考資料1 計画策定経過

年	月日	協議内容
令和2年	4月28日	○第1回せたな町地域総合ケア推進協議会（文書開催） （協議内容） 第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画 （障がい児福祉計画含む）策定協議 ・ 現計画の進捗状況説明・評価分析について ・ 計画策定スケジュールについて
	8月5日	○第1回せたな町障害者地域自立支援協議会 （協議内容） 第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画 （障がい児福祉計画含む）策定協議 ・ 基本計画と実践計画同時作成について ・ 計画策定スケジュールについて
	9月～10月	○計画策定のためのニーズ調査の実施 障がい者福祉に関するニーズ把握 子どもの発育・発達に関するアンケート
	10月28日	○第2回せたな町障害者地域自立支援協議会 （協議内容） 第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画 （障がい児福祉計画含む）策定協議 ・ 数値目標の設定について
	12月20日	○第3回せたな町障害者地域自立支援協議会 ○第2回せたな町地域総合ケア推進協議会 （協議内容） 第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画 （障がい児福祉計画含む）策定協議 ・ 計画素案について
令和3年	2月8日	○第4回せたな町障害者地域自立支援協議会 ○第4回せたな町地域総合ケア推進協議会 （協議内容） 第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画 （障がい児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画含む）策定協議（最終協議） ・ 計画最終素案について
	2月19日	○議会総務厚生常任委員会にて説明 （説明内容）第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画 内容説明
	3月	○第4次せたな町障がい者計画及び第6期せたな町障がい福祉計画の配布 関係者及び関係機関（団体・事業者等）

■参考資料2 せたな町地域総合ケア推進協議会委員名簿

設置根拠 せたな町地域総合ケア推進協議会規則第1条

任 期 2年 自 平成31年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

役 職 名	氏 名	住 所	選 出 区 分
委 員	高 橋 貞 光	北檜山区豊岡	(せたな町長)
〃	桂 田 富 次	瀬棚区本町	1号 (せたな町民生委員児童委員協議会会長)
〃	元 島 敬 二	北檜山区北檜山	2号 (せたな町北檜山区身体障害者福祉協会会長)
〃	本 間 誠 一	北檜山区若松	3号 (せたな町町内会連絡協議会会長)
〃	小 林 安 晴	北檜山区北檜山	4号 (せたな町社会福祉協議会事務局長)
〃	松 林 良 子	北檜山区若松	5号 (せたな町健康づくり推進員協議会副会長)
〃	工 藤 久美子	瀬棚区本町	6号 (瀬棚ボランティアセンター運営委員会委員長)
〃	山 本 右 富	北檜山区豊岡	7号 (特別養護老人ホームきたひやま荘施設長)
〃	田 中 基 己	大成区宮野	7号 (特別養護老人ホーム大成長生園施設長)
〃	西 村 晋 悟	北檜山区北檜山	8号 (せたな町立国保病院事務局長)
〃	中 野 昇	北檜山区北檜山	8号 (道南ロイヤル病院事務長)
〃	樋 口 省 三	瀬棚区本町	9号 (有限会社ケアステーションせたな代表取締役)
〃	松 神 忠 義	北檜山区北檜山	9号 (ヘルパー灯り所長)
〃	植 村 栄 治	北檜山区北檜山	9号 (JAきたひやま指定訪問介護事業所所長)
〃	佐々木 雅 康	北檜山区北檜山	10号 (北檜山社会福祉事務出張所所長)
〃	今 西 一 憲	瀬棚区本町	11号 (NPO法人せたな共同作業所ふれんど所長)

■参考資料3 せたな町地域総合ケア推進協議会設置規則

せたな町地域総合ケア推進協議会規則

平成18年4月 1日 規則第22号

(設置)

第1条 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、明るく豊かに安心して暮らせるように、関係機関・団体及び地域が一体となって各種施策の機能的な展開を図るため、せたな町地域総合ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議、推進するものとする。

- (1) 地域ケアの総合的な施策の調査・検討
- (2) 地域ケア推進のための基盤づくりの推進
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定・見直し
- (5) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画の策定・見直し
- (6) その他在宅福祉推進のために必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関・団体の代表者等で組織し委員は町長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
 - (2) 老人・心障・ひとり親家庭等の社会福祉団体
 - (3) 町内会・婦人会・青年団体等の地域団体
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) 健康づくり推進協議会
 - (6) ボランティア団体
 - (7) 老人福祉施設
 - (8) 医療機関
 - (9) 介護保険サービス事業所
 - (10) 関係行政機関
 - (11) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び職務の代理)

第4条 協議会の会長は、せたな町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は会長があたる。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、せたな町保健福祉課内において処理する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日規則第19号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

■参考資料4 せたな町障害者地域自立支援協議会

設置根拠 せたな町障害者地域自立支援協議会設置要綱

任 期 2年 自 平成31年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

役 職 名	氏 名	住 所	選 出 区 分
委 員	佐々木 美 樹	二海郡八雲町	渡島総合振興局 保健環境部 八雲地域保健室 健康支援係長 R2.4～
〃	今 西 菊 美	今金町今金	北渡島檜山・南檜山圏域障がい者総合相談支援セン ター 地域づくりコーディネーター
〃	進 藤 仁	今金町字今金	北海道今金高等養護学校長 R2.4～
〃	今 西 一 憲	瀬棚区共和	NPO法人せたな共同作業所ふれんど 所長
〃	菅 原 久美子	瀬棚区本町	北部檜山希望の会（精神障害者家族会） 事務局長
〃	小 林 安 晴	北檜山区北檜山	せたな町社会福祉協議会事務局長
〃	元 島 敬 二	北檜山区北檜山	せたな町身体障害者福祉協会会長
〃	大 口 久 克	北檜山区北檜山	身体障害者相談員 R2.4～
〃	大久保 純一	北檜山区豊岡	知的障害者相談員 せたな町障害者グループホームのぞみホーム長
〃	植 村 栄 治	北檜山区北檜山	J Aきたひやま指定居宅介護支援事 業所所長
〃	松 神 忠 義	北檜山区北檜山	介護相談センター灯り所長

■参考資料5 せたな町障害者地域自立支援協議会設置要綱

せたな町障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 4 月 1 日

せたな町訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 せたな町が援護する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活の支援と推進のために、福祉、就労、保健、医療等にかかる各種サービスを関係機関が総合的に協議・調整していくことを目的に、せたな町障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 自立支援協議会は、次に掲げる関係機関の代表者又は職員で組織し、その委員は町長が委嘱する。

- (1) 国及び北海道の関係機関
- (2) 障害者相談支援機関
- (3) 養護学校その他の学校等
- (4) 地域福祉関係団体等
- (5) 親の会その他の当事者団体等
- (6) 障害福祉サービス事業所
- (7) その他障害者地域生活支援推進のため必要と認めるもの

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事業内容)

第 3 条 自立支援協議会は、次に掲げる事項に関し協議を行なうものとする。

- (1) 障害者等に対する各種サービスの充足状況及び課題の抽出
- (2) 困難事例に関する協議・調整
- (3) 各機関の協働による地域のネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 障害福祉計画の達成状況等の検証
- (5) その他障害者等の福祉サービス向上に関する事項

(役員)

第 4 条 自立支援協議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 自立支援協議会は必要の都度開催することとし、会議の議長は会長が行う。

(部会等)

第 6 条 自立支援協議会に、特定の施策及びサービスの検討を行うため、必要な分野で構成する部会等を置くことができることとする。

(庶務)

第 7 条 自立支援協議会の庶務は、せたな町保健福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第4次せたな町障がい者計画【令和3年～令和8年】
第6期せたな町障がい福祉計画・第2期せたな町障がい児福祉計画
せたな町成年後見制度利用促進基本計画 【令和3年～令和5年】

発行 令和3年3月

せたな町保健福祉課

〒049-4592

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1

TEL 0137-84-5984 FAX 0137-84-5065

<http://www.town.setana.lg.jp/>